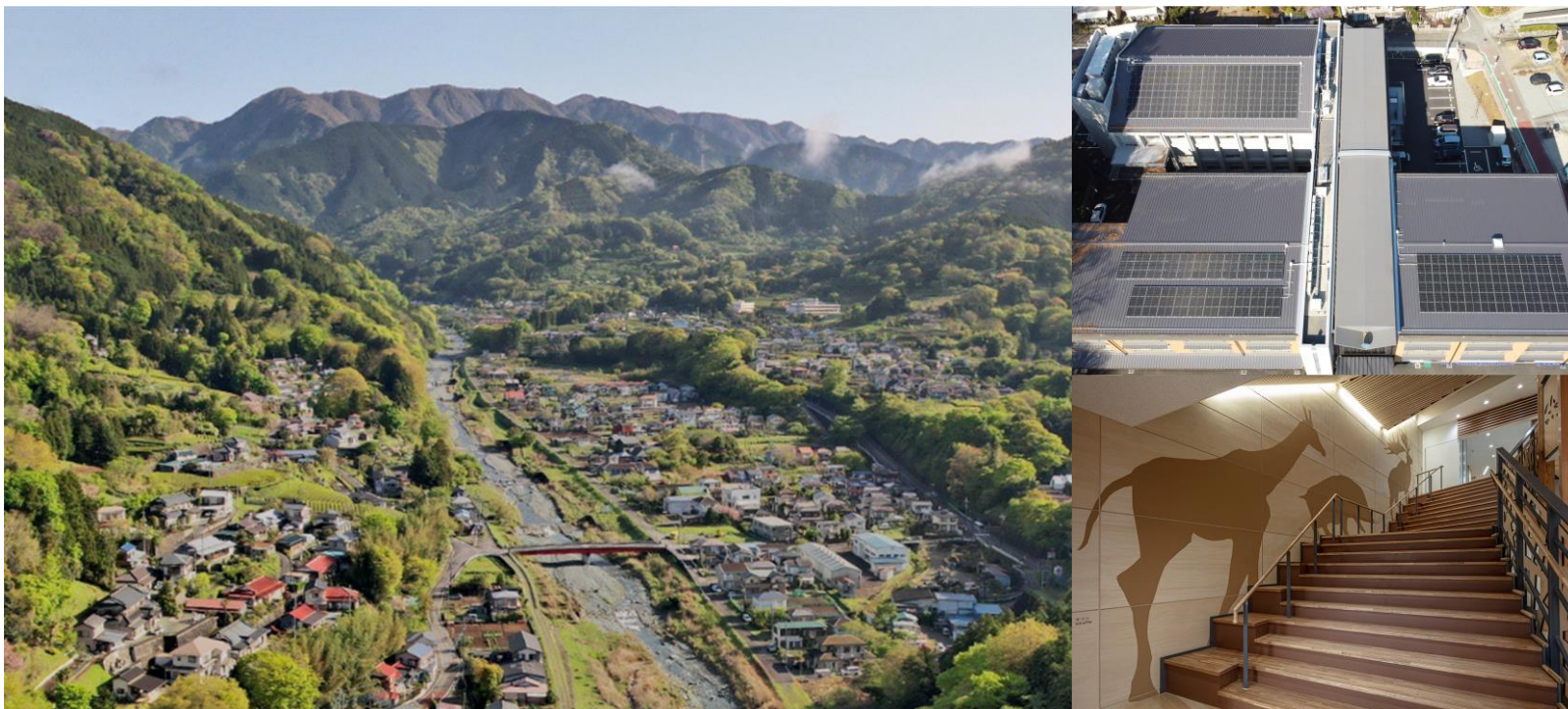


松田町地球温暖化対策実行計画（区域施策編） （素案）

〈 令和7（2025）年～令和12（2030）年 〉



令和7月3日 松田町

目 次

1. 区域施策編策定の背景	・ ・ ・ 1
2. 区域施策編策定の基本的事項	・ ・ ・ 7
3. 松田町の地域特性	・ ・ ・ 11
4. 松田町のこれまでの主な取り組み	・ ・ ・ 21
5. 二酸化炭素排出量の現況推計	・ ・ ・ 25
6. 総エネルギー消費量の推計	・ ・ ・ 34
7. 森林による二酸化炭素吸収量の推計	・ ・ ・ 38
8. 再生可能エネルギーの導入状況	・ ・ ・ 39
9. 再生可能エネルギーの導入ポテンシャル量の把握	・ ・ ・ 43
10. 再生可能エネルギー導入目標値と考え方	・ ・ ・ 53
11. 二酸化炭素排出削減の目標	・ ・ ・ 55
12. 脱炭素の取り組みの考え方	・ ・ ・ 60
13. 脱炭素の取り組みによって生まれる相乗的な効果	・ ・ ・ 61
14. 計画の推進体制	・ ・ ・ 62
15. 対策・施策・取り組み	・ ・ ・ 68

1. 区域施策編策定の背景

(1) 気候変動の深刻な影響

■国際社会において気候変動問題は、予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題として認識されています。

■2021（令和3）年
IPCC の第6次報告書

○人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がない

○大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れている

○極端な高温や大雨の頻度と強度の増加、強い熱帯低気圧の割合の増加等は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大する

→今後地球温暖化の進行に伴い、猛暑や豪雨のリスクは更に高まることが予測される。

報告書	年	表現
第1次報告書 First Assessment Report (1990)	1990年	「気温上昇を生じさせるだろう」 人為起源の温室効果ガスは気候変化を生じさせる恐れがある。
第2次報告書 Second Assessment Report (Climate Change 1995)	1995年	「影響が全地球の気候に表れている」 識別可能な人為的影響が全球の気候に表れている。
第3次報告書 Third Assessment Report (Climate Change 2001)	2001年	「可能性が高い」(66%以上) 過去50年に観測された温暖化の大部分は、 温室効果ガスの濃度の増加によるものだった可能性が高い
第4次報告書 Fourth Assessment Report (Climate Change 2007)	2007年	「可能性が非常に高い」(90%以上) 20世紀半ば以降の温暖化のほとんどは、 人為起源の温室効果ガス濃度の増加による可能性が非常に高い。
第5次報告書 Fifth Assessment Report (Climate Change 2013)	2013年	「可能性がきわめて高い」(95%以上) 20世紀半ば以降の温暖化の主な要因は、 人間活動の可能性が極めて高い。
第6次報告書 Sixth Assessment Report (Climate Change 2021)	2021年	「疑う余地がない」 人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには 疑う余地がない。

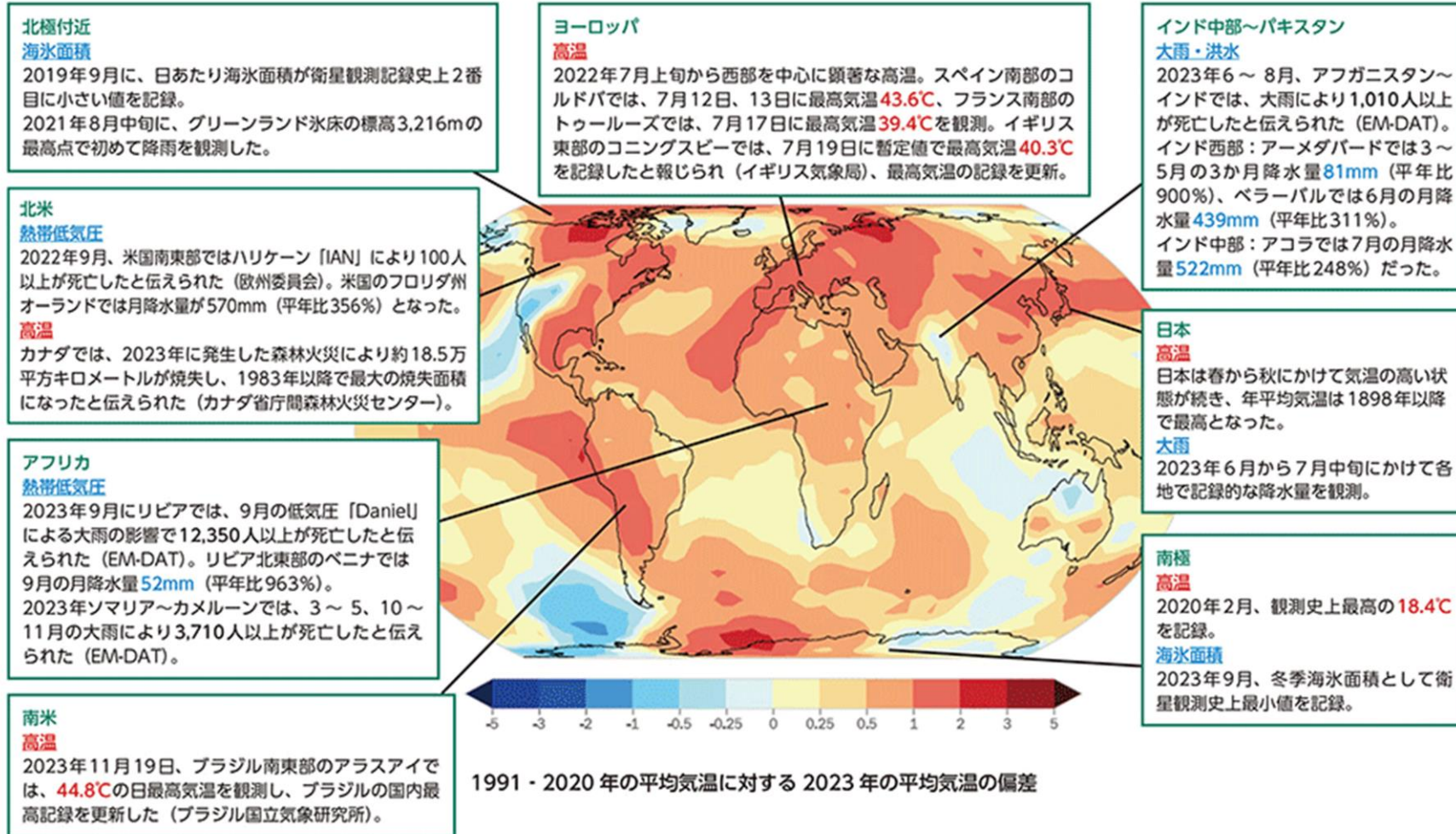
出典：IPCC AR6／全国地球温暖化防止活動推進センターウェブ
サイト (<https://www.jccca.org/>) より

IPCC（気候変動に関する政府間パネル）
：各国政府の気候変動に関する政策に対して科学的な基礎を与える、
世界中の科学者が協力する政府間組織

(2) 近年の世界各地の異常気象

出典：環境省「令和6年版 環境・循環型社会・生物多様性白書」
<https://www.env.go.jp/policy/hakusyo/r06/pdf.html>

近年の世界各地の異常気象



資料：[WMO Provisional State of Global Climate in 2023]、気象庁HP、JaxaHPより環境省作成

(3) 日本における気候変動の影響

脱炭素に向けた取り組みを行わず現状のままの場合、気候変動が進み、以下のような影響が生じる可能性があります。

すでに気候変動の影響がでています。さらにこのまま気候変動が進むと…?

カラー	分野
	農林水産業への影響
	水質、生活用水・農業用水などの水資源への影響
	自然生態系への影響
	自然災害・沿岸域への影響
	健康への影響
	産業・経済への影響
	暮らし・文化への影響

気温上昇により、果樹の栽培適地が変化し、寒地では栽培適地が拡大する可能性がある。

気温上昇により、家畜の肉質、乳用牛の乳量・乳成分が低下している。

気温上昇により、農作物の害虫や病気の分布・発生地域が拡大しており、今後も拡大する可能性がある。

気温上昇により、コメの品質が低下しており、今後も低下する可能性がある。

大雨の発生頻度の増大に伴い、土砂災害のリスクが増加する。

大雨・台風等に伴う交通網、ライフライン(電気・ガス・水道など)の寸断が確認されている。

大雨・台風等に伴う廃棄物処理への影響、災害廃棄物の大量発生が懸念される。

河川の氾濫危険水位を超える洪水の発生地点数が増加傾向にある。

高潮・高波による浸水や施設損壊のリスクが高まる。

海水温の上昇により、回遊性魚類(クロマグロ、シロザケ、スルメイカ、サンマなど)の分布域が変化している。

土砂災害と洪水氾濫の同時発生による複合的な被害が発生している。(例:平成29年7月九州北部豪雨)

大雨の発生頻度の増大に伴い、土砂災害のリスクが増加する。

大雨・台風等に伴う交通網、ライフライン(電気・ガス・水道など)の寸断が確認されている。

大雨・台風等に伴う廃棄物処理への影響、災害廃棄物の大量発生が懸念される。

河川の氾濫危険水位を超える洪水の発生地点数が増加傾向にある。

高潮・高波による浸水や施設損壊のリスクが高まる。

大規模な自然災害によって保険金の支払い額が増加し、保険会社の経営への影響が増している。

北日本沿岸域のコブでは、海水温の上昇により分布域が大幅に北上する、もしくは生育適地が消失する可能性がある。

クロロフィルa濃度の増加に伴い、富栄養湖*に分類されるダムが(特に東日本において)増加する可能性がある。

再生可能エネルギーの発電量が変化する可能性がある。(水力発電の場合は全国的には減少、地域によっては増加)

桜、ウメ等の開花期間の変化に伴う地元祭行事への影響が出ている。

桜、イチヨウ、ウメ等を鑑賞するための伝統行事や祭りの時期への影響

水系感染症(食中毒や下痢症など)の発生リスクの増加が懸念される。

自然災害に伴う停電と猛暑の連続した発生

高潮・高波による浸水や施設損壊のリスクが高まる。

夏季の高水温によるサンゴの大規模な白化が生じている。温帯域において藻場生態系がサンゴ礁に移行することが予測されている。

森林、雪山、砂浜など自然資源を活用したレジャーの場が減る可能性がある。

降雪量の減少による積雪深の不足

スキー場等への影響

高山の植物や動物(ライチョウ等)の生息適地が減少すると予測される。

植生帯の境界域付近の森林では、より暖かい気候に生育する樹種タイプが増加している(寒い地域における針葉樹の減少と落葉広葉樹の増加、暖かい地域における落葉広葉樹の減少と常緑広葉樹の増加)。

南方性のチョウ類の分布北限が北上している。

積雪量の減少等によるニホンジカの分布拡大、高山帯への侵入が確認されている。

熱中症による救急搬送人員、死亡者数が全国的に増加している(2018年に1500名超死亡)。

労働生産性の低下。

気候変動による国内外のサプライチェーンへの影響が、国内の経済へ影響を及ぼす可能性がある。

*ダム貯水池において藍藻やシロシロの栄養塩類の濃度が高まり、その結果、生物生産が増大する現象

出典：環境省パンフレット「気候変動で私たちの生活はどう変わる? ~気候変動影響評価報告書~」 <https://www.env.go.jp/content/000235789.pdf>

(4) 地球温暖化対策をめぐる国内外の動向

■国際的な動向

○1992（平成4）年 国連気候変動枠組条約採択

温暖化対策に国際的に取り組むことを世界各国が合意し、155 か国が署名。翌年より毎年、国連気候変動枠組条約締約国会議（COP）開催。

○2015（平成27）年 パリ協定採択

開発途上国も含めた世界中の国に削減を求める。世界の平均気温の上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保ち、1.5℃に抑える努力をする。21世紀後半に温室効果ガス排出を実質ゼロにする。

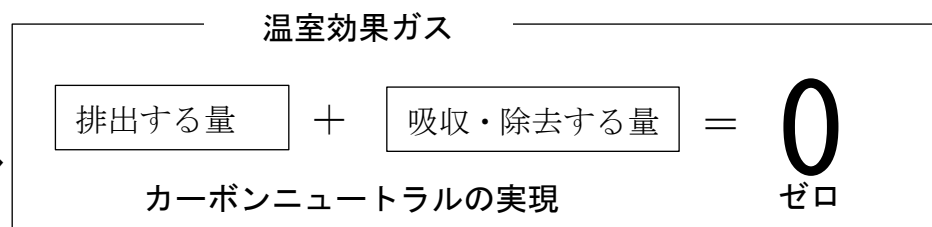
○2021（令和3）年 グラスゴー気候合意の採択（COP26）

パリ協定の1.5℃目標の達成に向けて、今世紀半ばのカーボンニュートラル（温室効果ガス排出量実質ゼロ）と、その重要な経過点となる2030年に向けて、野心的な対策を各国に求めることが盛り込まれた。







■国内の動向

○2021（令和3）年閣議決定 地球温暖化対策計画

2050年までに温室効果ガス排出量実質ゼロを目指す。2030年度に温室効果ガスを2013年度比46%削減することを目指し、さらに50%の高みに向け挑戦を続ける。



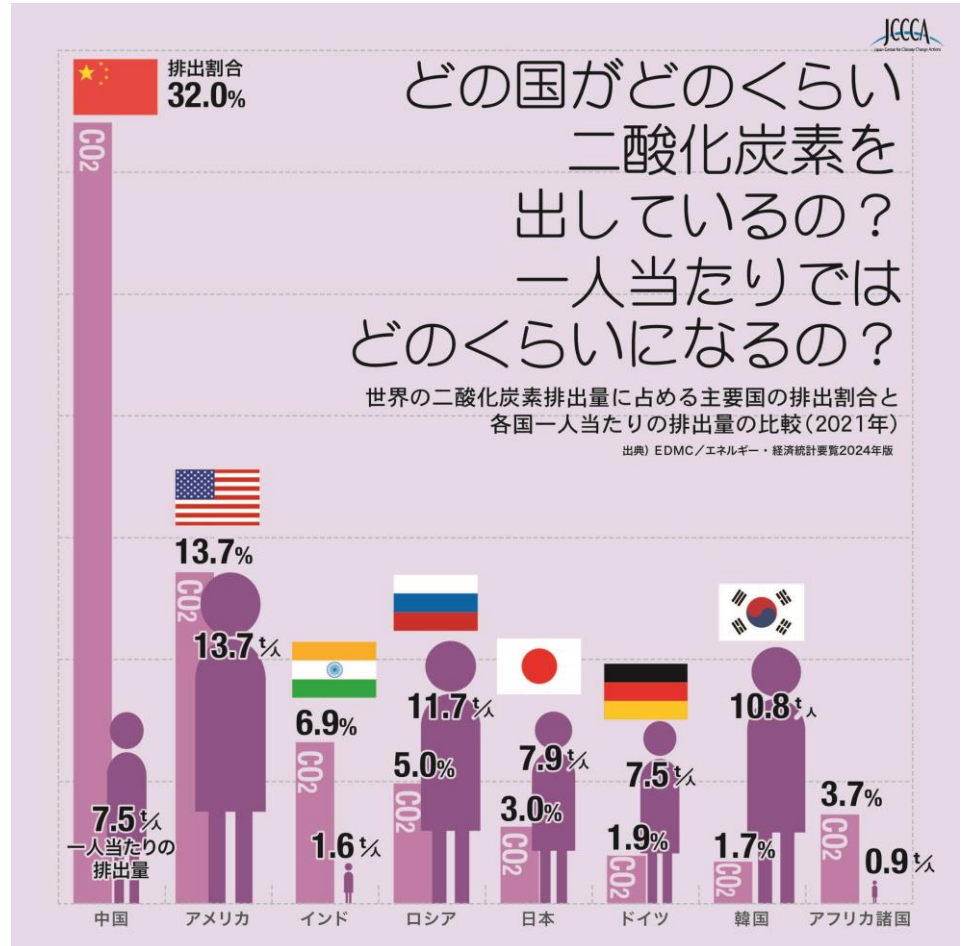
■各国の温室効果ガス削減目標

各国の削減目標		
国名	削減目標	今世紀中頃に向けた目標 ネットゼロ ⁽¹⁾ を目指す年など <small>(注) 温室効果ガスの排出を全廃してゼロにすること</small>
 中国	2030年までに GDP当たりのCO ₂ 排出を 65%以上削減 <small>※CO₂排出量のピークを 2030年より前にすることを旨す (2005年比)</small>	2060年までに CO ₂ 排出を 実質ゼロにする
 EU	2030年までに 温室効果ガスの排出量を 55%以上削減 <small>(1990年比)</small>	2050年までに 温室効果ガス排出を 実質ゼロにする
 インド	2030年までに GDP当たりのCO ₂ 排出を 45%削減 <small>(2005年比)</small>	2070年までに 排出量を 実質ゼロにする
 日本	2030年度 において 46%削減 (2013年比) <small>※さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく</small>	2050年までに 温室効果ガス排出を 実質ゼロにする
 ロシア	2030年までに 30%削減 (1990年比)	2060年までに 実質ゼロにする
 アメリカ	2030年までに 温室効果ガスの排出量を 50-52%削減 <small>(2005年比)</small>	2050年までに 温室効果ガス排出を 実質ゼロにする

各国のNDC提出・表明等、表現のまま掲載しています (2022年10月現在)

出典：国連気候変動枠組条約に提出された約束草案より抜粋／
全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト
(<https://www.jccca.org/>) より

■世界の二酸化炭素排出量に占める主要国の排出割合と各国の一人当たりの排出量の比較 (2021年)



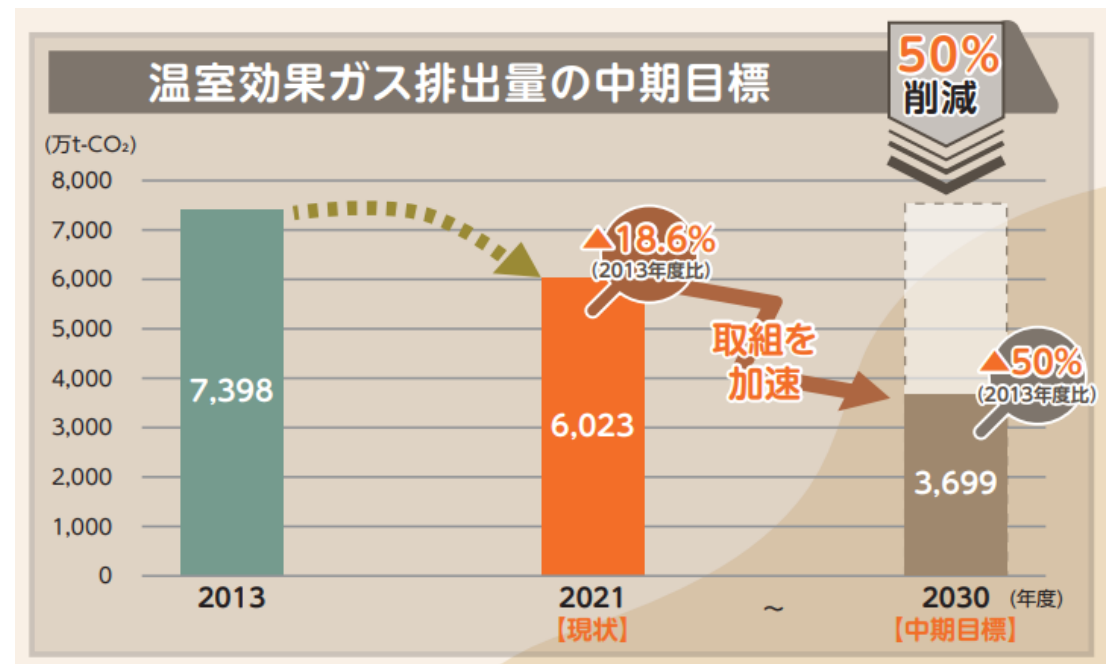
出典：EDMC/エネルギー・経済統計要覧／
全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト
(<https://www.jccca.org/>) より

(5) 神奈川県の変遷

- 2019（令和元）年 「2050年脱炭素社会」の実現を表明
- 2020（令和2）年 「かながわ気候非常事態宣言」を発出
- 2023（令和5）年 国の目標が「中期目標として2030年度に2013年度比46%減」に対して、県はさらに高みを目指して「2030年度までに、温室効果ガス50%削減」を表明

- 2024（令和6）年
神奈川県地球温暖化対策計画を3月に全面改訂

2050（令和32）年までに神奈川県内の温室効果ガス排出量を実質ゼロとする長期目標を掲げ、中期目標として、2030（令和12）年度までに県内の温室効果ガス排出量の50%削減（2013年度比）を目指す



出典：神奈川県地球温暖化対策計画（令和6年3月） 概要版
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ap4/cnt/f417509/index.html>

2. 区域施策編策定の基本的事項

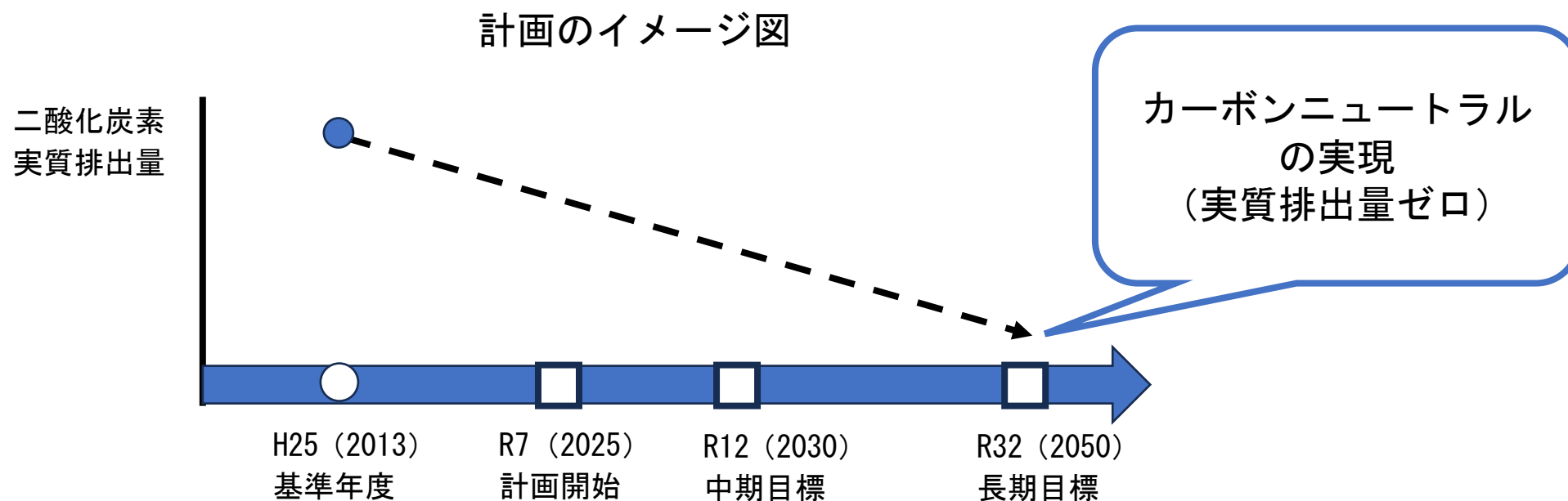
(1) 策定の目的

本計画は、国の「地球温暖化対策計画」に即して、町内の自然的・社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出量削減等を推進するための総合的な計画です（地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第4項に基づき策定）。

町（行政）・町民・事業者が一体となって2050年カーボンニュートラルを達成するための指針であり、脱炭素に向けた取り組みを通じて、町内における資金循環、災害に対する強靱性（レジリエンス）の強化、地域価値の向上を図り、自然と共生した、より安心して住みやすい町づくりに繋げることを目指します。

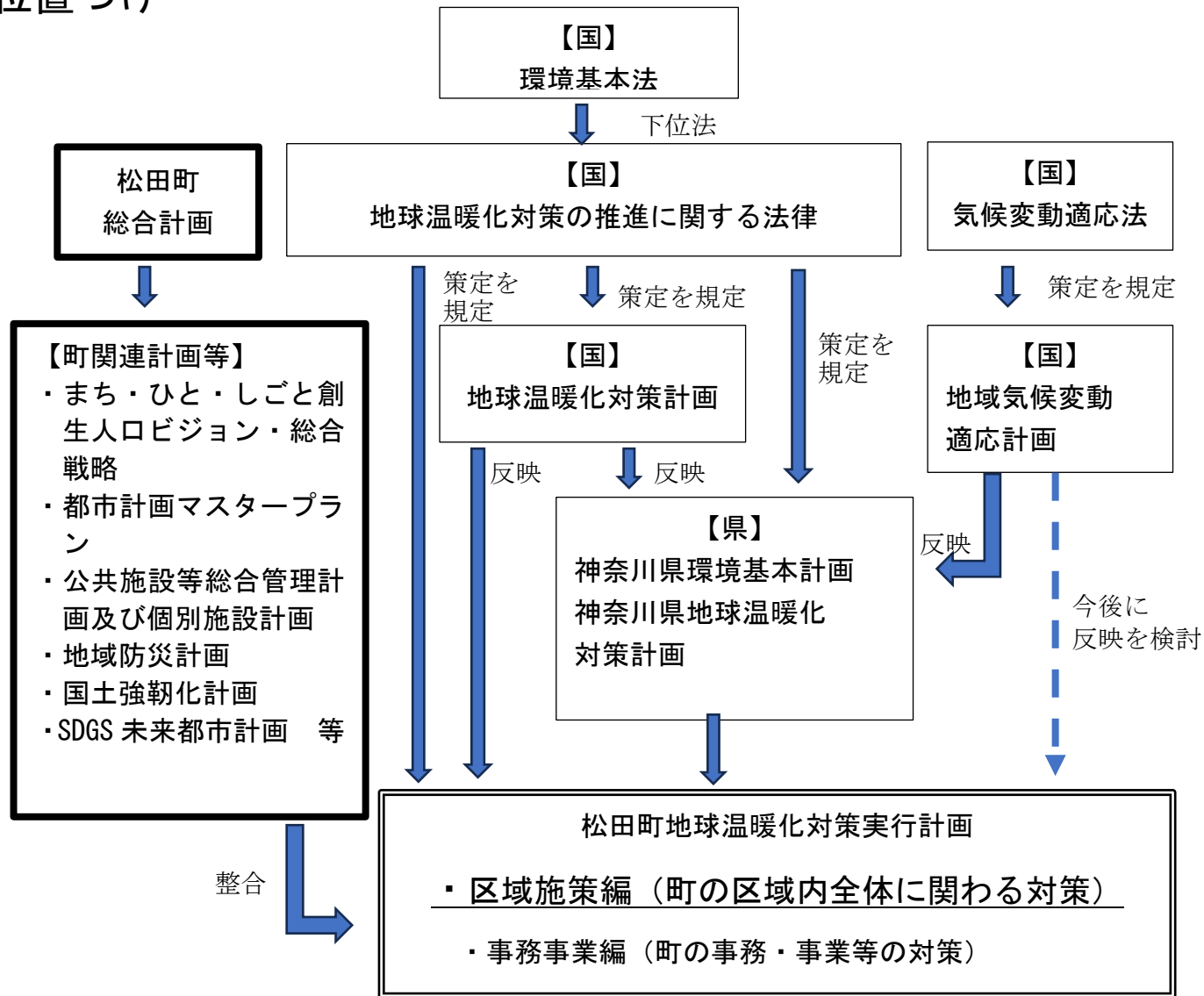
(2) 計画期間

基準年度及び目標年度は、国の地球温暖化対策計画と整合をとり、基準年度を平成 25(2013)年度、中期目標年度を令和 12(2030)年度、長期目標年度を令和 32(2050)年度とします。



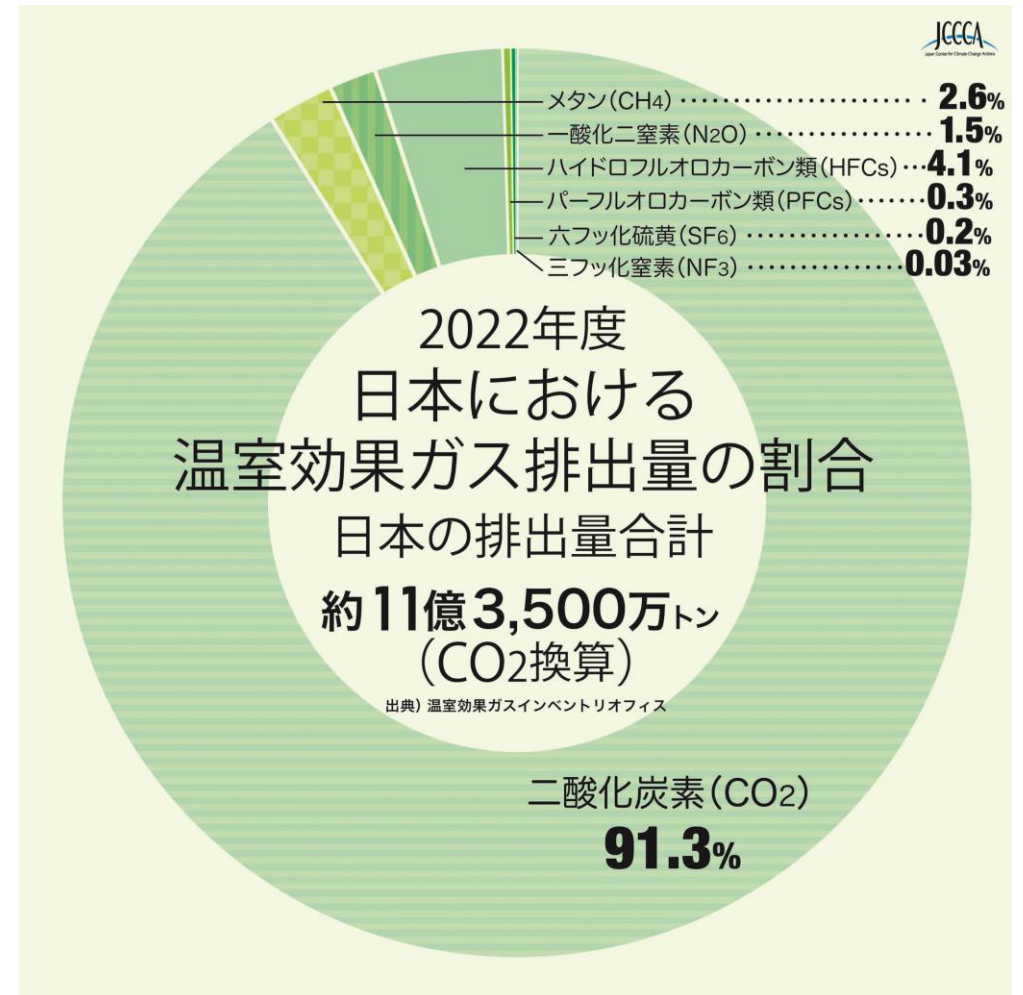
※5年ごとに計画の見直しを行い、社会情勢等が変化した場合も適宜見直しを行うことを検討します。

(3) 計画の位置づけ



(4) 対象とする温室効果ガス

- 地球温暖化対策の推進に関する法律において、温室効果ガスは7種類が定められています。
- 本計画で削減対象とするのは、日本から排出される温室効果ガスの91.3%を占める「二酸化炭素」とします。
- エネルギー消費による二酸化炭素（産業部門・家庭部門・運輸部門等）と、一般廃棄物の焼却等による二酸化炭素を本計画の削減対象とします。



出典：温室効果ガスインベントリオフィス

全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト (<https://www.jccca.org/>) より

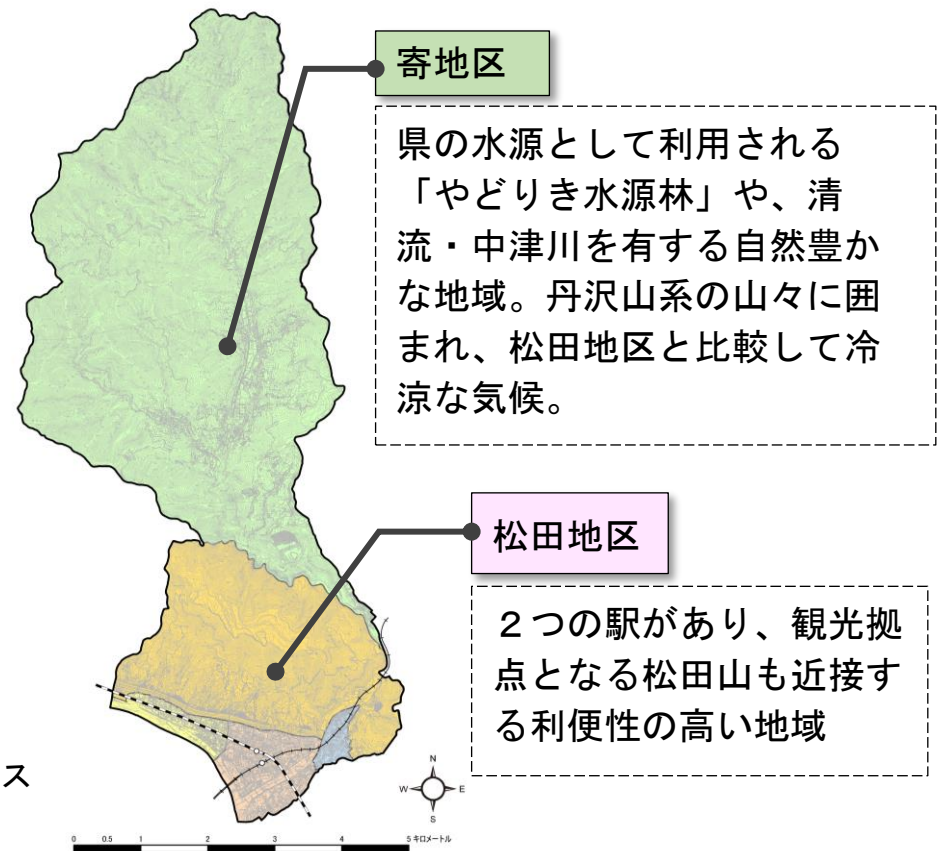
3. 松田町の地域特性

(1) 松田町の地勢と地域区分

松田町は、北は丹沢大山国定公園・西丹沢山系、南は酒匂川流域の豊穡な足柄平野が広がるその中心に、古くから交通の要所として栄えてきた町域面積 37.75 km²の町です。



出典：松田町第6次総合計画

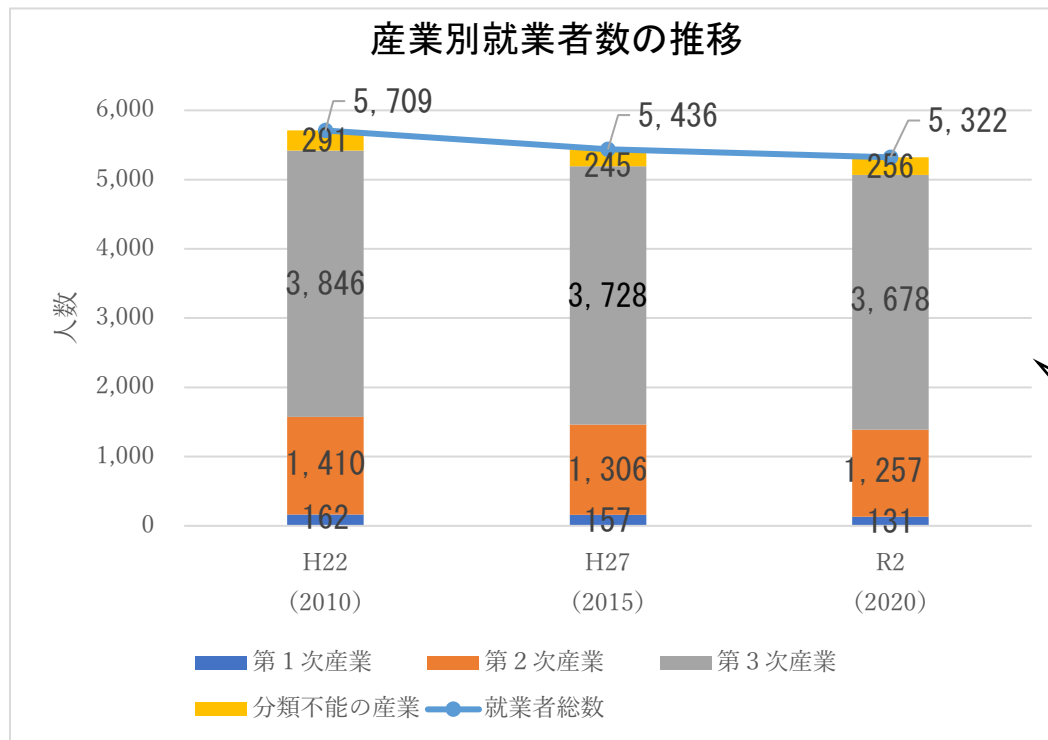
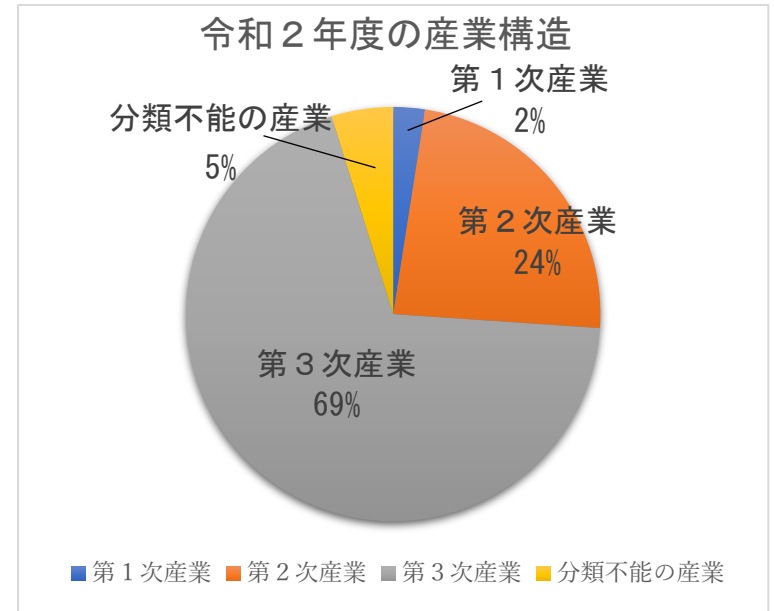


出典：松田町都市計画マスタープラン

(2) 経済的特性 ※産業部門・業務その他部門の対策・施策検討のための基礎情報

■産業構造：令和2（2020）年度国勢調査の結果

第1次産業（農業、林業、漁業）：2.0%
 第2次産業（鉱業、建設業、製造業）：24.0%
 第3次産業（サービス業等）：69.0%
 分類不能の産業：5.0%



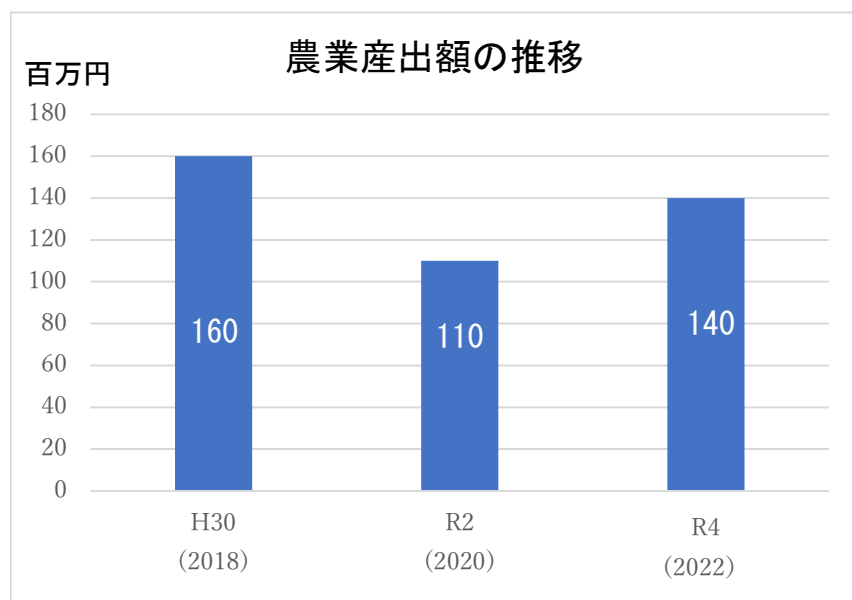
産業別就業者数を見ると、農林漁業等の第1次産業が減少する一方、サービス業等の第3次産業が増加しています。

出典：令和5年度松田町データ集より作成

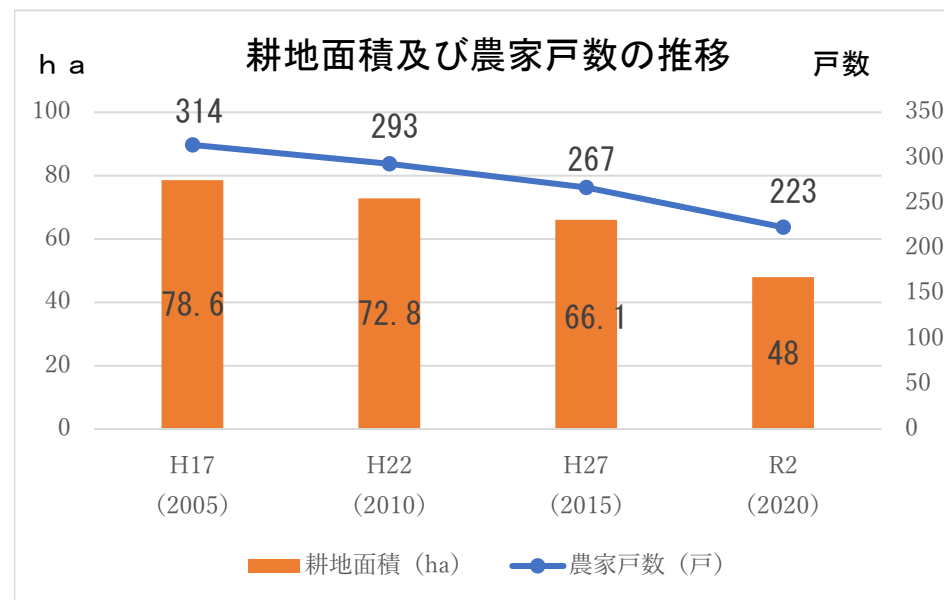
■市町村別農業算出額（推計）

令和4年度の農業産出額は1億4,000万円です。算出額が最も多いのは果実（農業産出額8,000万円）、次いで野菜（農業産出額1,000万円）です。

農家戸数、耕地面積はともに減少傾向です。



出典：農林水産省 市町村別農業産出額より作成



出典：松田町統計データ（資料：農林業センサス）より作成

■第2次産業（鉱業、建設業、製造業）

製造業の事業所数は緩やかに減少していますが、従業者数は増加傾向にあります。

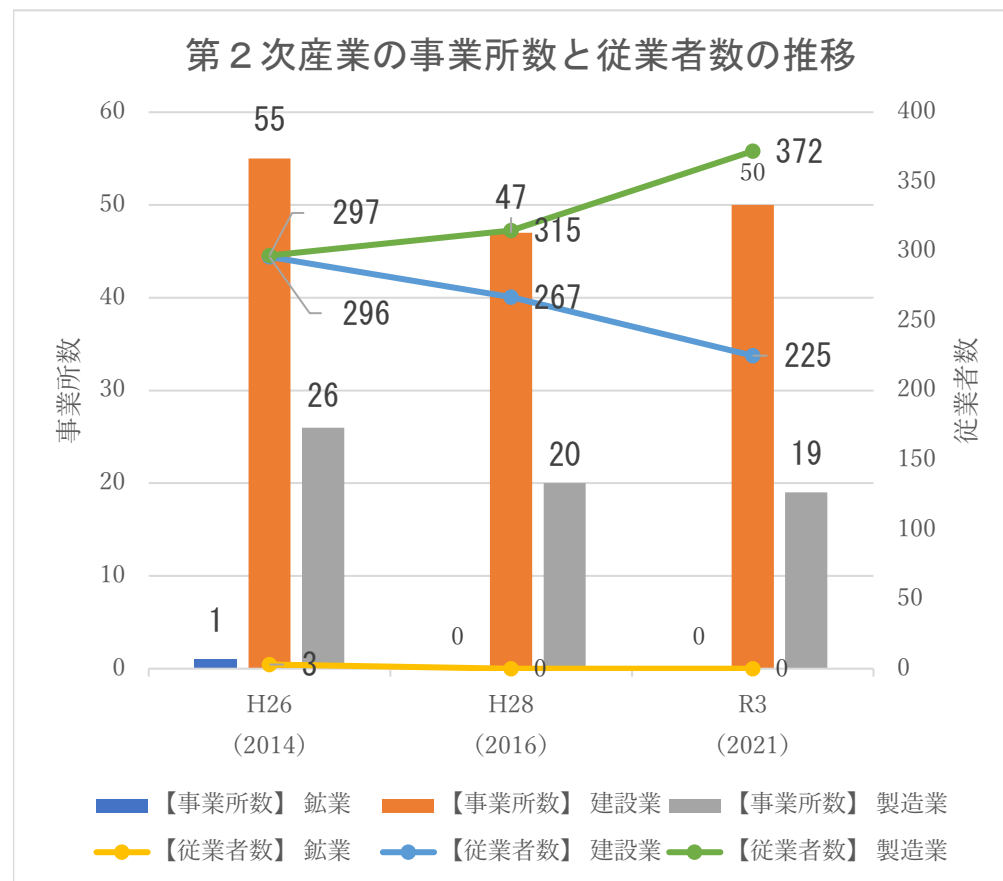
		H26 (2014)	H28 (2016)	R3 (2021)
【事業所数】	鉱業	1	0	0
	建設業	55	47	50
	製造業	26	20	19
【従業者数】	鉱業	3	0	0
	建設業	296	267	225
	製造業	297	315	372

■製造業：令和4（2022）年度

事業所数：10事業所

従業者数：326人

製造品出荷額：1,045,269万円



出典：松田町統計データ（資料：経済センサス(旧事業所・企業統計調査)）より作成

出典：2023年経済構造実態調査 製造業事業所調査 「地域別」統計表データ

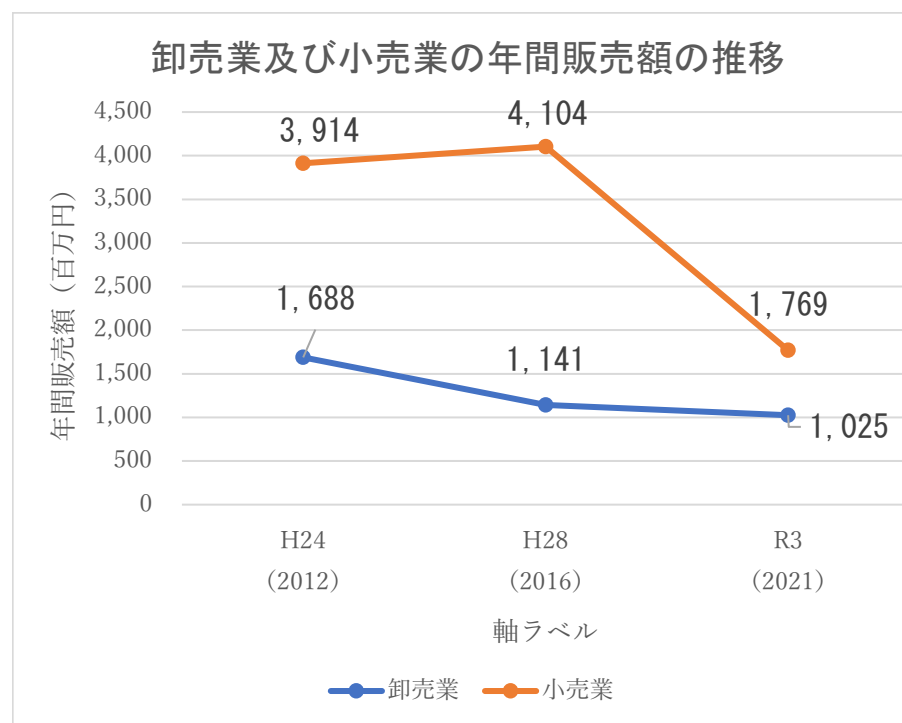
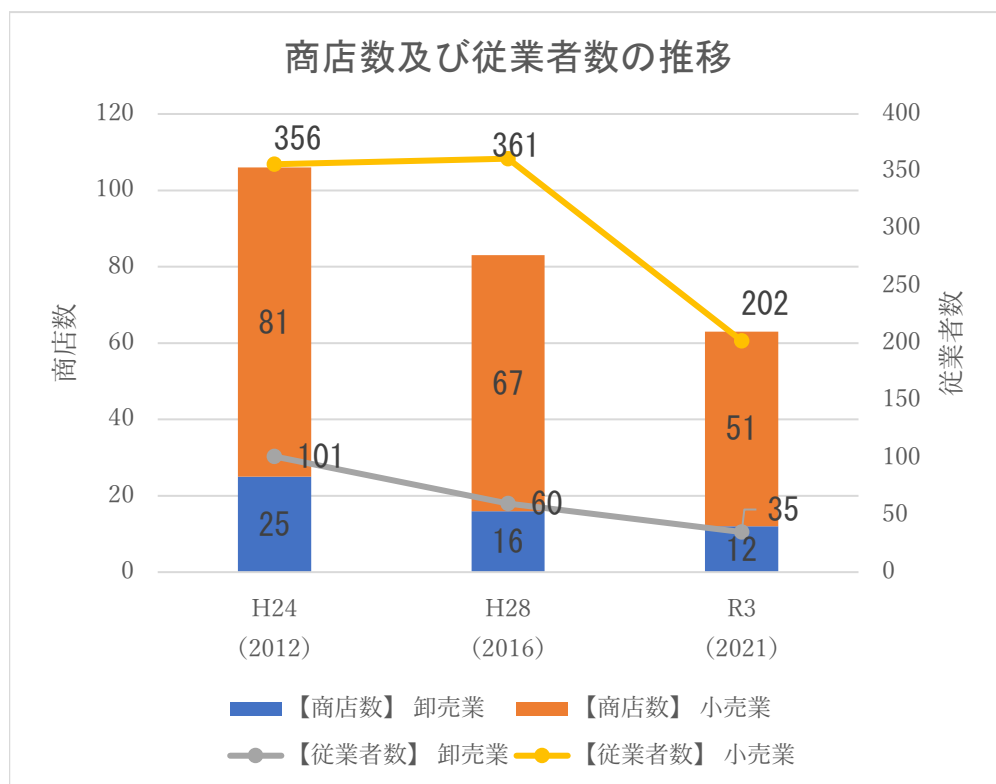
※事業所数、従業者数の経理外項目については令和5(2023)年6月1日現在、製造品出荷額等、付加価値額などの経理項目については令和4(2022)年1月～令和4(2022)年12月の実績により調査。

※経済構造実態調査 製造業事業所調査においては、個人経営を含まない集計結果。

■第3次産業

商業に関しては、商店数、従業者数、商品販売額ともに減少しています。

町民アンケート調査でも、町内では買い物できるところがない、買い物は町外に行くという人が多く、まちの活性化という面からも町内に商業施設を期待する声が高まっています。



出典：令和5年度松田町データ集より作成

出典：令和5年度松田町データ集より作成

(3) 地域交通の状況 ※運輸部門の対策・施策検討のための基礎情報

■鉄道

小田急小田原線と JR 御殿場線の 2 本の鉄道が走り、2 つの駅（新松田駅、松田駅）があります。2 駅の 1 日当たりの乗降客数は町の人口の 3 倍近くあり、近隣 3 町を大きく上回っています。

駅名	自治体名	①駅乗車人員 (2016年度)	②駅乗降客数 ①×2	③人口 (2017.2)	④人口当り乗降客数 ②/③
新松田駅	松田町	12,379	24,758	11,002	285.3%
松田駅		3,316	6,632		
上大井駅	大井町	471	942	16,932	10.8%
相模金子駅		442	884		
開成駅	開成町	5,470	10,940	17,321	63.2%
東山北駅	山北町	799	1,598	10,360	28.6%
山北駅		578	1,156		
谷峨駅		103	206		

鉄道駅利用の状況（神奈川県交通関係資料集より作成）

出典：松田町第6次総合計画 鉄道駅利用の状況（神奈川県交通関係資料集より作成）

■道路

道路は、東名高速道路（大井松田 IC）、国道 246 号、国道 255 号といった広域幹線道路が整備されており、県東部、県南部、東京・静岡方面と結ばれています。町域北部の寄方面には、地域主要道路として県道 710 号（神縄神山線）が通っています。

■バス交通

バス交通の運行状況を見ると、新松田駅北口 駅前広場のバスターミナルを拠点として、本町 町内、山北町、開成町、南足柄市、大井町、小田原市方面への民間事業者 2 社の路線バス（23 系統）が運行されています。

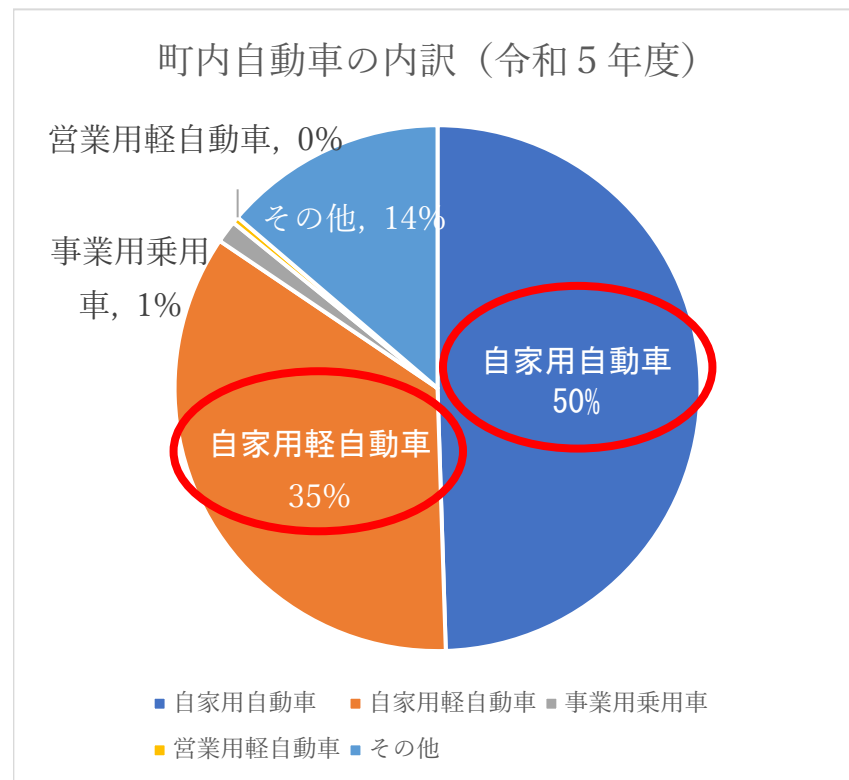
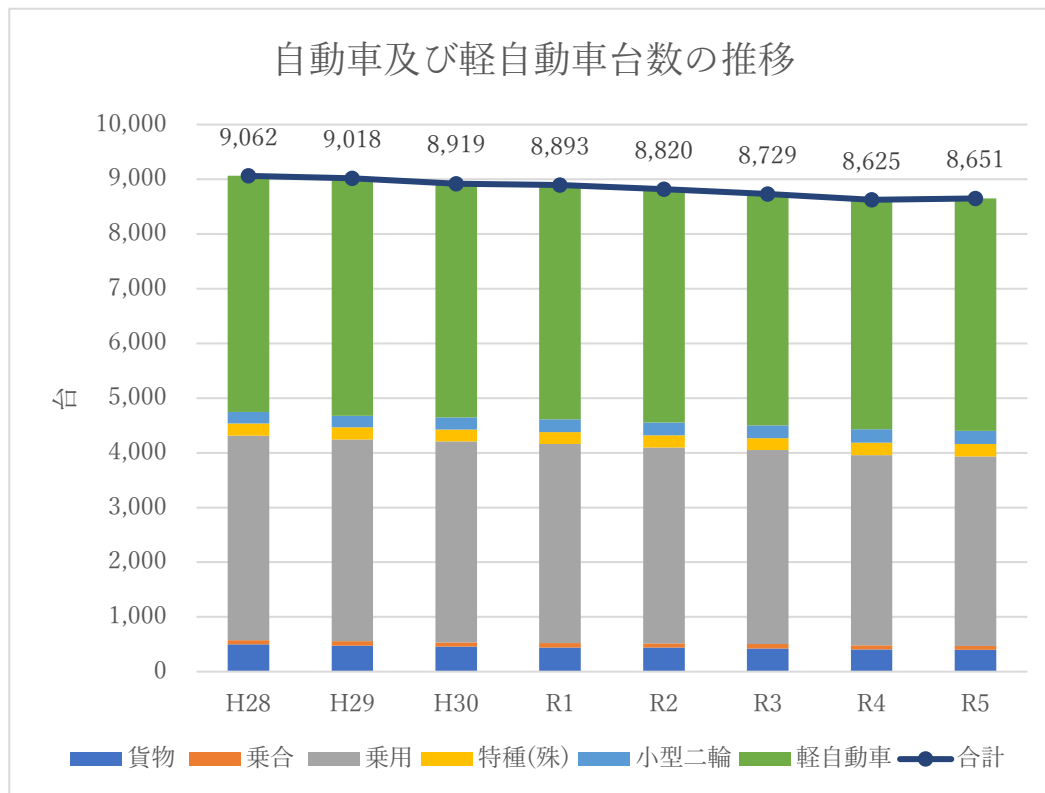
また、路線バスのように、決まった路線や時刻表のある交通サービスではなく、利用者の予約に応じて運行する、乗合いの交通サービス「AI オンデマンドバス のるーと足柄」が令和 5 年 10 月から運行されています。

■タクシー、移動販売車

本町にはタクシー事業者が 2 社あり、民間による移動販売車が 2 台運行しています。

■自動車（自動車・軽自動車）の保有台数

本町の自動車保有台数は緩やかな減少傾向にあります。自家用が全体の85%、事業用が15%を占めていることから、自家用車を対象とした取り組みが有効と捉えられます。



出典：関東運輸局市区町村別自動車保有車両数及び町実績データより作成

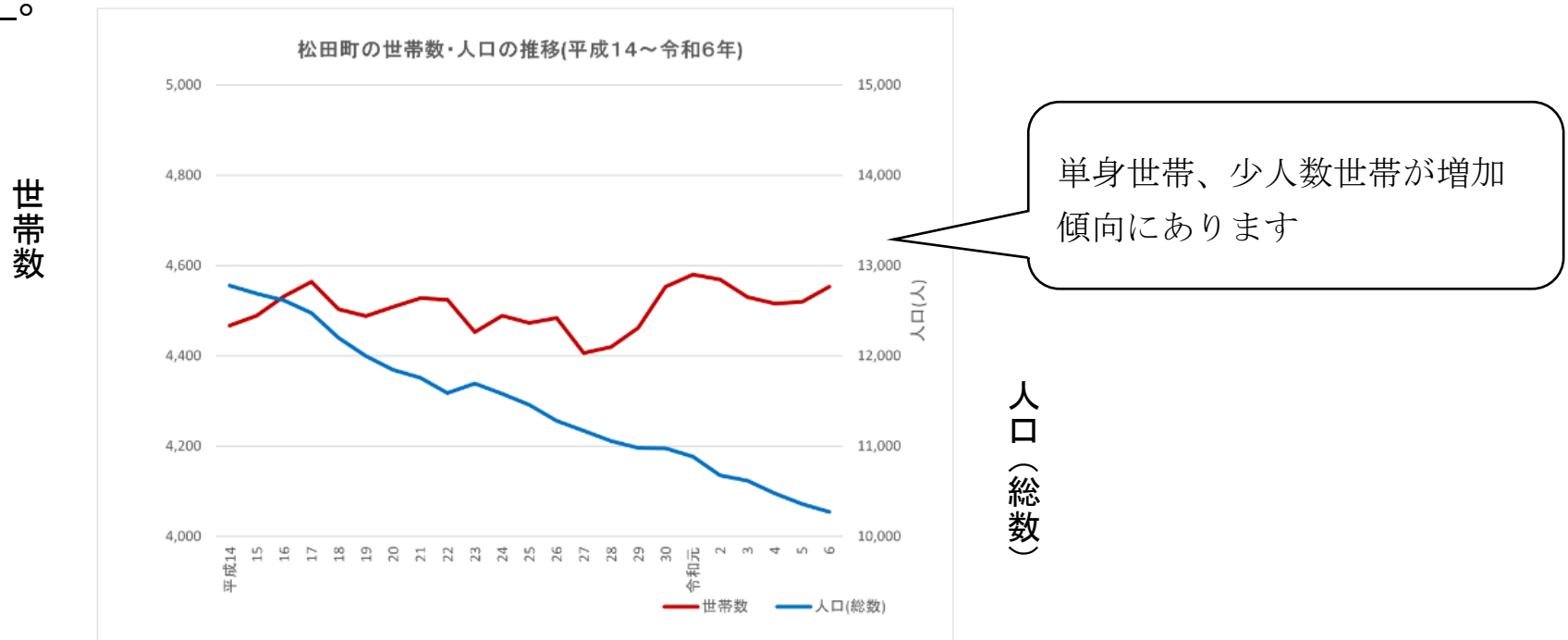
※令和3（2021）年度に開始した電気自動車等購入費補助金制度を活用した、電気自動車等購入実績は26台です。

(4) 人口動態

※家庭部門の対策・施策検討のための基礎情報

■人口と世帯数

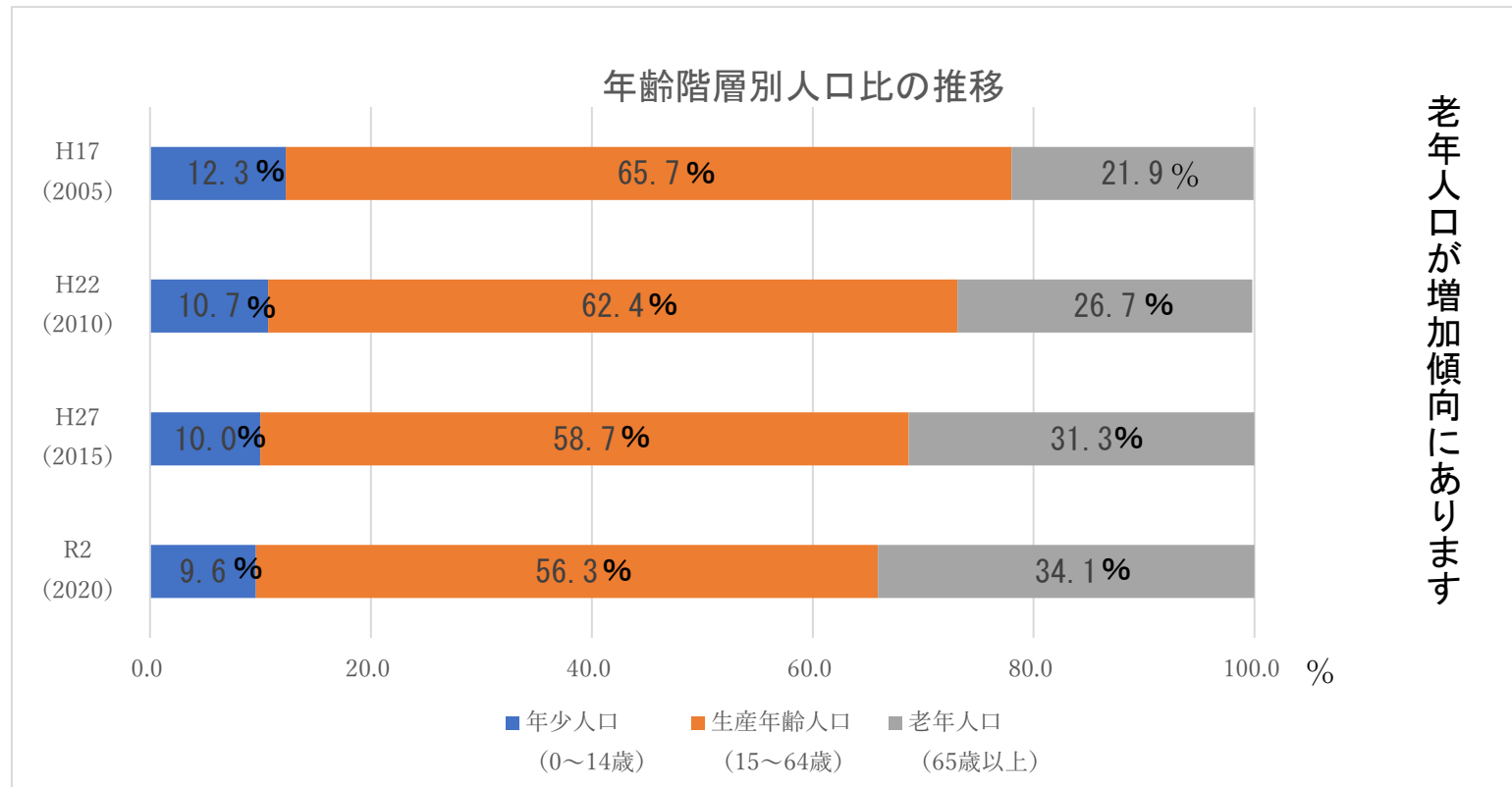
人口統計調査によると、令和6（2024）年10月時点の本町の人口は10,271人、世帯数は4,553世帯です。一世帯あたりの人口は平成14（2002）年の2.86人から令和6（2024）年には2.26人まで減少しており、核家族化、単身世帯や少人数世帯の増加等の傾向がうかがえます。



出典：人口統計調査 各年10月1日時点

■人口構成

国勢調査の年齢別人口をみると、平成 22（2010）年から平成 27（2015）年にかけて、15 歳から 64 歳の生産年齢人口割合が減少し、65 歳以上の老年人口割合の増加が顕著です。このため、若い子育て世帯の定住支援などにより、生産年齢人口及び年少人口の確保に向けて取り組んでいます。



出典
：松田町第6次総合
計画及び国勢調査よ
り作成

4. 松田町のこれまでの主な取り組み

本町は平成 28（2016）年に「松田町クールチョイス宣言」を行い、庁舎の省エネルギーと脱炭素化のほか、木質バイオマスの利活用にも取り組んできました。

<p>平成 28（2016）年</p> <ul style="list-style-type: none"> ○松田町クールチョイス宣言 ○公共施設への太陽光発電設備と蓄電池の設置 ○公共施設の電力を、県内の再生可能エネルギーから発電した電気（FIT 電気含む）が優先的に供給される電力に切り替え。 	<p>令和 2（2020）年</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「松田町再生可能エネルギーの利用等の促進に関する条例」を施行。町民の地域エネルギー享受権や、地域主導型再生可能エネルギー事業の認定について定める
<p>平成 29（2017）年</p> <ul style="list-style-type: none"> ○松田町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の策定 	<p>令和 3（2021）年</p> <ul style="list-style-type: none"> ○健康福祉センター温浴施設への木質バイオマス（薪）ボイラー（100kw・1台）の設置 <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <ul style="list-style-type: none"> ○松田町ゼロカーボンシティ宣言を表明 ○SDGs未来都市認定・SDGs未来都市計画策定
<p>令和元（2019）年</p> <ul style="list-style-type: none"> ○湘南電力株式会社と公共施設に対する電力削減サービス基本契約を締結。 ○公共施設において LED 照明機器を設置し、省エネの推進及び電力料金の削減。 ○松田町生涯学習センターにおける ESCO 事業の実施 	

令和4（2022）年

○地域産木材を使った松田小学校の建設

公立学校としては全国で4例目（当時）となる木造3階建てとし、町内産の木材を教室の床や昇降口の壁などに活用。



○町民へのコンポストとペットボトル圧縮機の無料配布を開始

令和4（2022）年（続き）

○公共施設への電気自動車充電用設備の設置

○松田町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の改定

令和5（2023）年

○第2期SDGs未来都市計画を策定

【脱炭素に向けた主な補助・助成制度】

- ・スマートハウス整備促進事業費補助金
〔対象機器〕
太陽光発電システム、HEMS、家庭用燃料電池システム、潜熱回収型ガス給湯器、家庭用ヒートポンプ式給湯器、V2H充電設備
- ・電気自動車等購入費補助金
- ・薪ストーブ購入補助金
- ・農機具電動化補助金



【コラム①】平成 28 年度から、公共施設 9 か所で、県内の再生可能エネルギーが優先的に供給される電気契約に切り替えています

■松田町では、町内における再生可能エネルギーの地産地消と地域防災対策を推進するため、平成 28 (2016) 年に、ほうとくエネルギー株式会社、湘南電力株式会社、株式会社エナリスの 3 社と「エネルギー地産地消モデルの構築に関する協定書」を締結しました。

■これにより、9 か所の公共施設の電力契約を、県内の再生可能エネルギーから発電した電気が優先的に供給される契約に切り替えています。

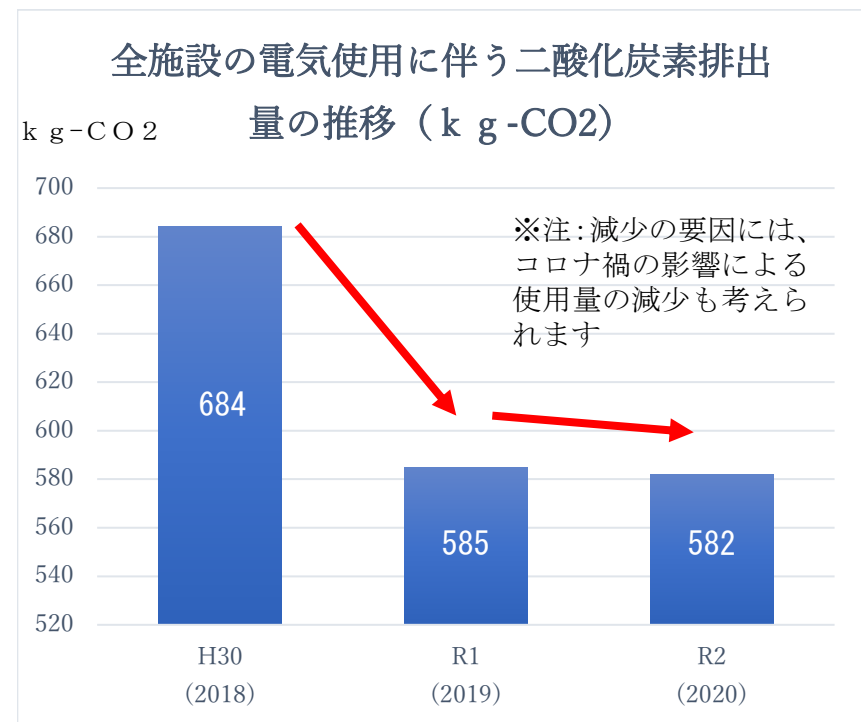


電源構成 (2024 年度計画)
※内訳は変動有り。
※再エネは FIT 含め 2~30%

種別	内訳
FIT 電気 (太陽光)	19.0%
FIT 電気 (水力)	0.9%
卸電力取引所	0.4%
その他	79.7%

【対象施設】

- 松田町役場
- 松田小学校
- 旧寄中学校
- 生涯学習センター
- 松田中学校
- 松田中学校屋内運動場
- 健康福祉センター
- 寄小学校
- 西平畑公園



松田町地球温暖化対策実行計画 (事務事業編) 活動別温室効果ガス排出量 (年度別) より作成



【コラム②】太陽光発電システムを住宅に設置する場合の、二酸化炭素排出量の削減効果について（概算）

■①住宅の設備容量：4.0kw

※出典：令和元年度再生可能エネルギーに関するゾーニング基礎情報等の整備・公開等に関する委託業務報告書（R2年3月）より「一般的な家庭で導入する設備規模」を採用

■②地域別発電量係数：1,208kwh/年

※出典：令和元年度再生可能エネルギーに関するゾーニング基礎情報等の整備・公開等に関する委託業務報告書（R2年3月）より、横浜市の係数を採用

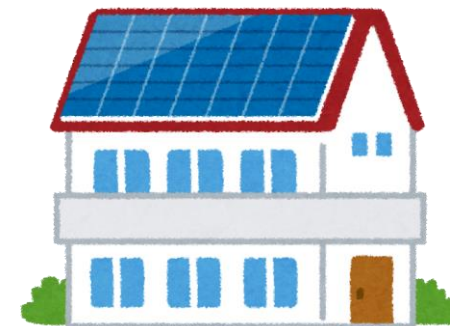
■③年間発電電力量：4,832kwh/年

$$\begin{aligned} \text{年間発電電力量 (kWh/年)} &= \text{①設備容量} \times \text{②地域別発電量係数} \\ &= 4.0\text{kw} \times 1,208\text{kwh/年} \\ &= 4,832\text{kwh/年} \end{aligned}$$

■④令和4（2022）年度東京電力の排出係数：0.457kg-CO₂/KWh （出典 <https://www.tepco.co.jp/ep/company/warming/keisuu>）

■⑤太陽光発電システムを住宅1件に設置した場合の1年間のCO₂削減量：2.2t-CO₂/KWh

$$\begin{aligned} &\text{③年間発電電力量 (kWh/年)} \times \text{④東京電力の排出係数} \\ &= 4,832\text{kwh/年} \times 0.457\text{kg-CO}_2/\text{KWh} = 2,208\text{kg-CO}_2 \div 2.2\text{t-CO}_2 \end{aligned}$$



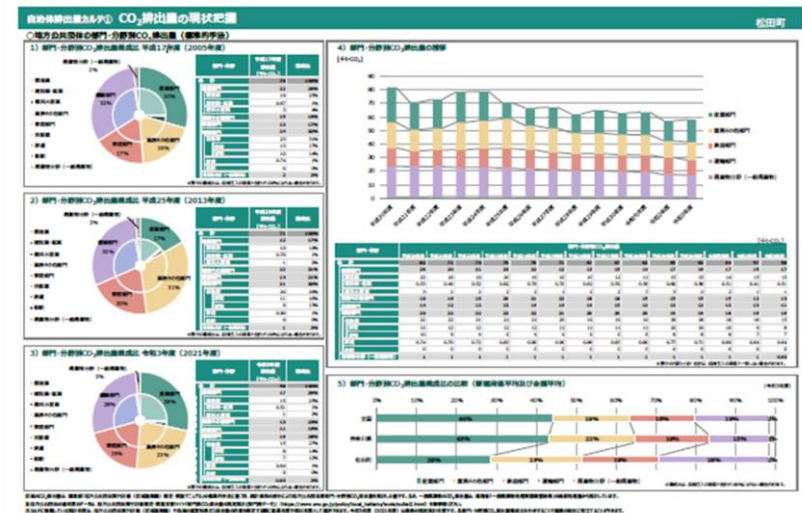
太陽光発電システムを1件設置した場合、年間で約2.2tの二酸化炭素排出量が削減できると考えられます（概算）

5. 二酸化炭素排出量の現況推計 ※対策・施策対象の選定のための基礎情報

(1) 「自治体排出量カルテ」を用いた現況推計について

- 温室効果ガスの現況推計は、区域内の温室効果ガスの排出量が現状どの程度あるのかを推計するものであり、計画目標の設定、部門・分野別排出量の規模や増減傾向に応じた対策・施策を立案するための、非常に重要な作業です。
- 正確性の観点からは、町内のエネルギー使用量や活動量の実績値を事業者等から取得して行うことが理想的ですが、これには多くの時間を要します。
- そこで環境省では、初めて計画策定する市町村等においては、環境省が公表データを基に区域の二酸化炭素排出量を推計した「自治体排出量カルテ」の活用を推奨しています。これは、推計作業を効率化し、その分の時間を対策・施策の検討や実施に活用することを目的としています。これらのことを踏まえて、本計画もこのツールを用いることとします。

自治体排出量カルテ（イメージ）



環境省公式サイト

https://www.env.go.jp/policy/local_keikaku/tools/karte.html

- 但し、「自治体排出量カルテ」の推計は、統計による全国又は都道府県の炭素排出量を簡易的に按分した値であり、その精度には限界があります。そのため、部門別に精度を検討し、精度に不確実性が高い場合（推計された値が明らかに実態と合わず、不自然な場合等）には、地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（算定手法編）の別の推計手法を用いる等の再調査を行うこととします。

（参考：地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（本編））

(2) 部門別に計上されるCO₂

産業部門	製造業	製造業における工場・事業場から排出される、エネルギー起源のCO ₂
	建設業・鉱業	建設業・鉱業における工場・事業場から排出されるエネルギー起源のCO ₂
	農林水産業	農林水産業における工場・事業場から排出されるエネルギー起源のCO ₂
業務その他部門		オフィス、店舗、ホテル、学校、病院、官公庁、サービス業の事業所から排出される、エネルギー起源のCO ₂ 。 ※「他の4部門のいずれにも帰属しない」エネルギー起源のCO ₂ もここに計上される。
家庭部門		家庭で消費した電気、ガス、灯油によって排出されるエネルギー起源のCO ₂ （自家用車の排出量は運輸部門、家庭ごみの処理による排出量は廃棄物部門で算定）
運輸部門		人・物の輸送・運搬に消費したガソリン、重油等によって排出されるエネルギー起源のCO ₂
廃棄物部門		一般廃棄物の焼却処分の処理等によるエネルギー起源のCO ₂

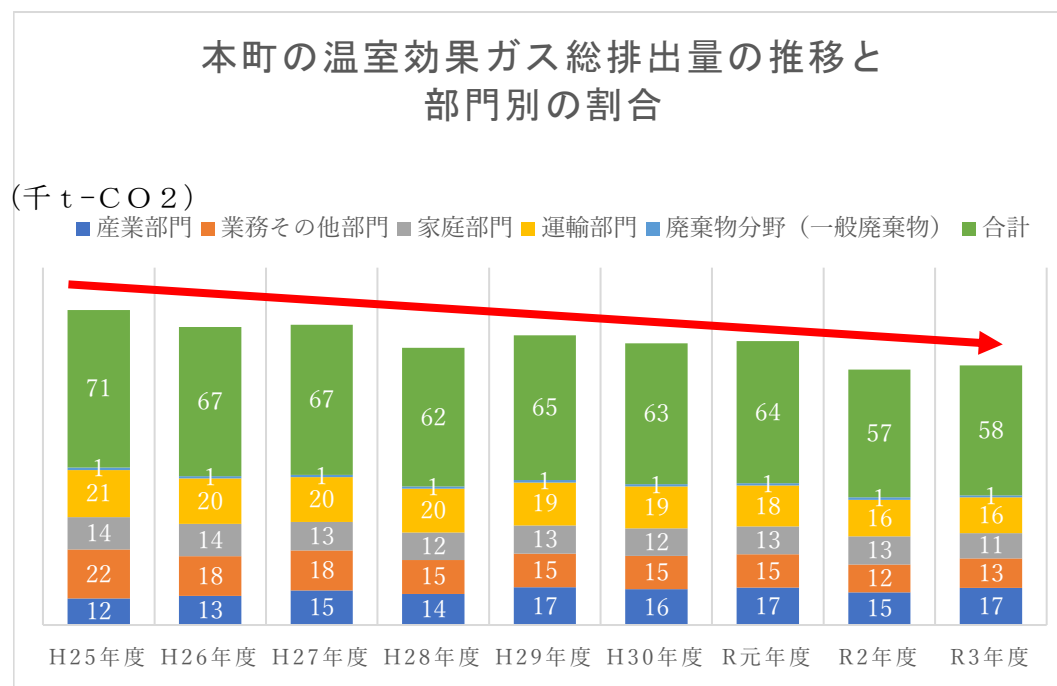
(参考：地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル)

(3) 松田町の二酸化炭素排出量の推移

■本町全体の二酸化炭素排出量は、全体として緩やかな減少傾向です。
 (考えられる減少要因
 : 1人当たりのごみ排出量の減少等)

■基準年度である平成25(2013)年度の排出量に比較して、令和3年度は18%減少しています。

※現時点の自治体排出量カルテは令和3年度が最新年度であるため、令和4年度以降の町の取り組みによる削減効果は含まれていません。



部門・分野	↓基準年度								
	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
産業部門	12	13	15	14	17	16	17	15	17
業務その他部門	22	18	18	15	15	15	15	12	13
家庭部門	14	14	13	12	13	12	13	13	11
運輸部門	21	20	20	20	19	19	18	18	16
廃棄物分野 (一般廃棄物)	1	1	1	1	1	1	1	1	1
合計	71	67	67	62	65	63	64	57	58
基準年度比 削減率 (%)	-	5%	5%	12%	8%	11%	10%	19%	18%

(環境省「自治体排出量カルテ」を基に作成)

二酸化炭素排出量の推移

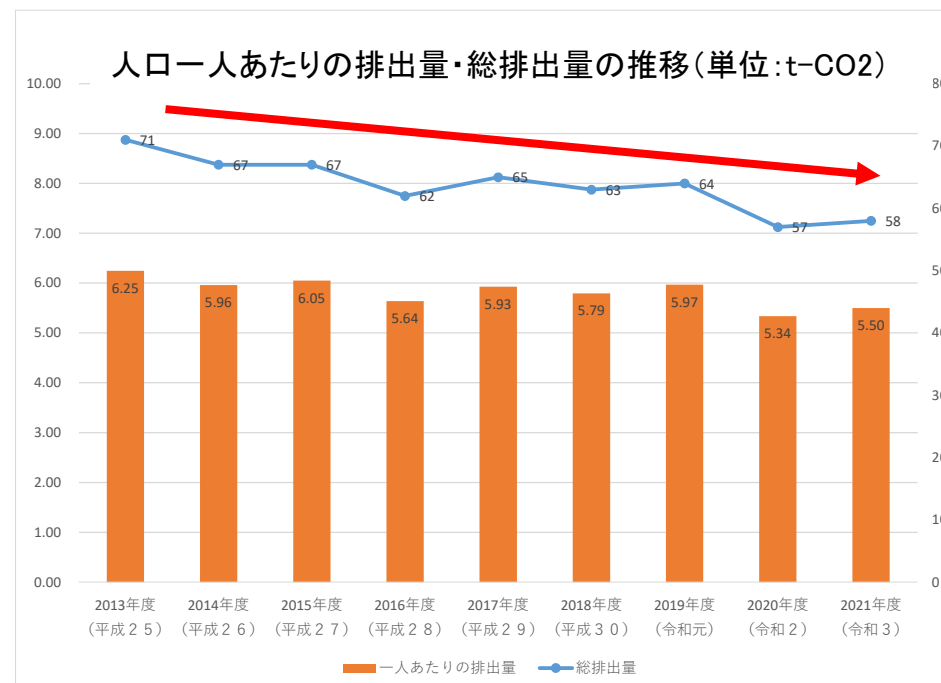
(環境省「自治体排出量カルテ」を基に作成)

(4) 人口一人あたりの温室効果ガス総排出量 (出典：自治体排出量カルテ)

■ 令和3 (2021) 年度
全体の排出量：58 千 t-CO₂
一人あたりの排出量
：5.50 t-CO₂

■ 基準年度である平成25 (2013) 年度に比較して 0.75 千 t-CO₂ 減少し、削減率は 11.9% です。

■ 一人あたりの排出量は、長期的には減少傾向にあります。

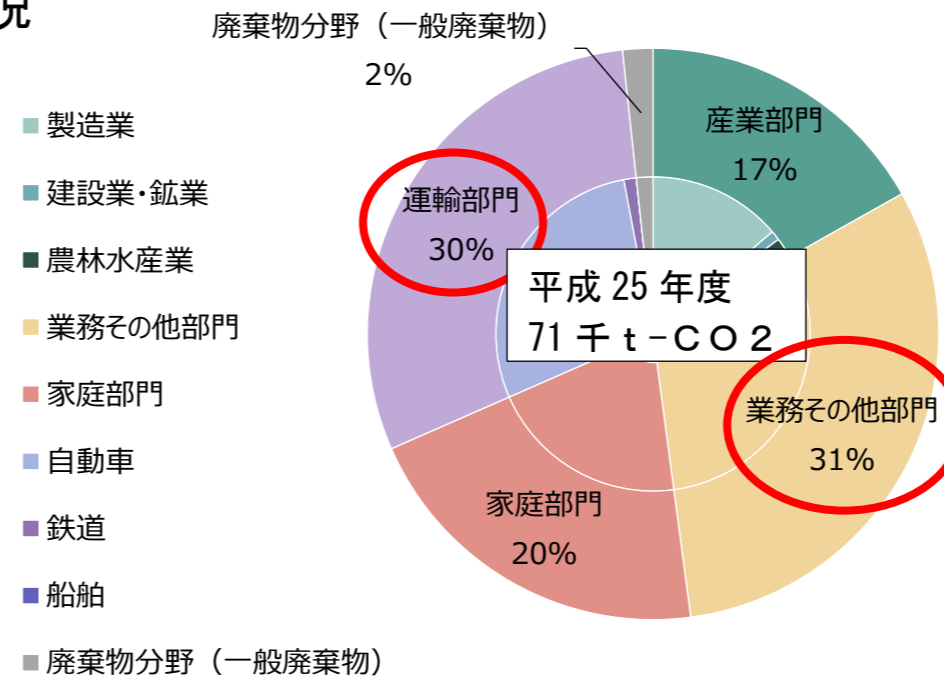


部門	年度									
	2013年度 (平成25)	2014年度 (平成26)	2015年度 (平成27)	2016年度 (平成28)	2017年度 (平成29)	2018年度 (平成30)	2019年度 (令和元)	2020年度 (令和2)	2021年度 (令和3)	
	排出量	排出量	排出量	排出量	排出量	排出量	排出量	排出量	排出量	
総排出量 (単位:千t-CO ₂)	71	67	67	62	65	63	64	57	58	
人口(単位:人)	11,364	11,239	11,076	10,993	10,962	10,872	10,722	10,680	10,543	
一人当たりの排出量 (単位:t-CO ₂)	排出量	6.25	5.96	6.05	5.64	5.93	5.79	5.97	5.34	5.50
	基準年度減少量	-	0.29	0.20	0.61	0.32	0.45	0.28	0.91	0.75
	基準年度比削減率	-	4.6%	3.2%	9.7%	5.1%	7.3%	4.5%	14.6%	11.9%

(共に環境省「自治体排出量カルテ」を基に作成)

(5) 平成 25 (2013) 年度の松田町の二酸化炭素排出状況

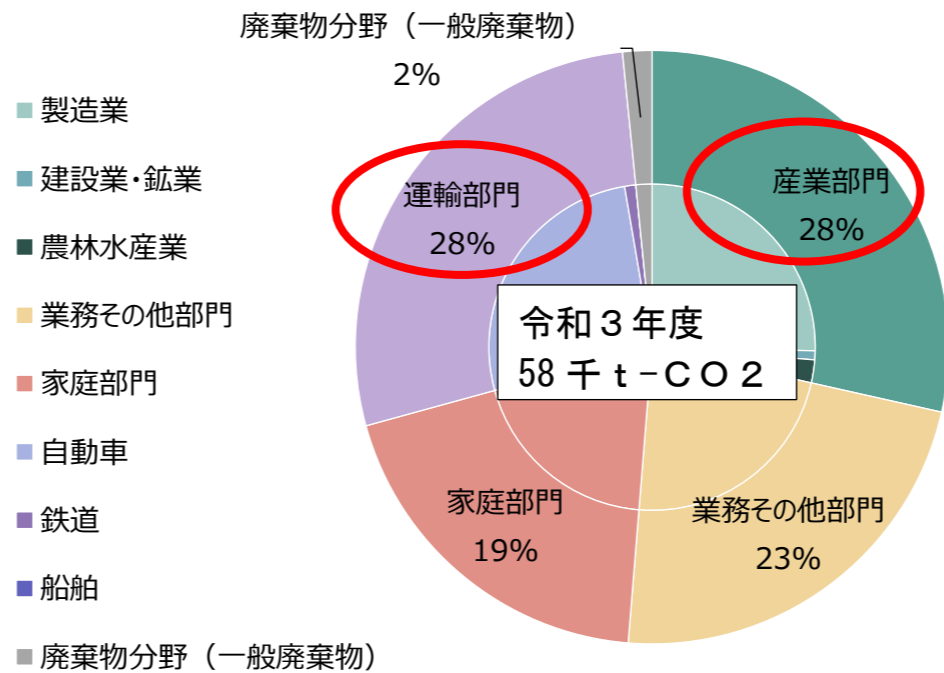
■町全体で 71 千 t-CO₂ を排出しており、
業務その他部門が最多で 31%、
運輸部門が 30%、家庭部門が 20% でした。



部門・分野	H25 排出量 千 t-CO ₂
産業部門	12
製造業	10
建設業・鉱業	0.70
農林水産業	1
業務その他部門	22
家庭部門	14
運輸部門	21
自動車	20
旅客	11
貨物	9
鉄道	0.90
船舶	0
廃棄物分野 (一般廃棄物)	1
合計	71

(6) 令和 3 (2021) 年度の松田町の二酸化炭素排出状況

■町全体で 58 千 t-CO₂ を排出しており、
産業部門及び運輸部門が最多で 28%、業務
その他部門が 23%、家庭部門が 19% です。
■基準年度である平成 25 (2013) 年度の排出
量に比較して、令和 3 年度は 18% 減少して
います
■産業部門の占める割合が増えています。
■排出量比率の高い、産業部門・
運輸部門の施策を優先的に検討することが
考えられます。



部門・分野	R3 排出量 千 t-CO ₂
産業部門	17
製造業	15
建設業・鉱業	0.51
農林水産業	1
業務その他部門	13
家庭部門	11
運輸部門	16
自動車	15
旅客	8
貨物	7
鉄道	0.64
船舶	0
廃棄物分野 (一般廃棄物)	0.93
合計	58

(共に環境省「自治体排出量カルテ」を一部加工)

※県の「事業活動温暖化対策計画書制度」(原油換算エネルギー使用量の合計が 1,500 k l / 年以上、軽自動車を除く登録自動車 100 台以上) の対象となる事業者は、松田町にありません。

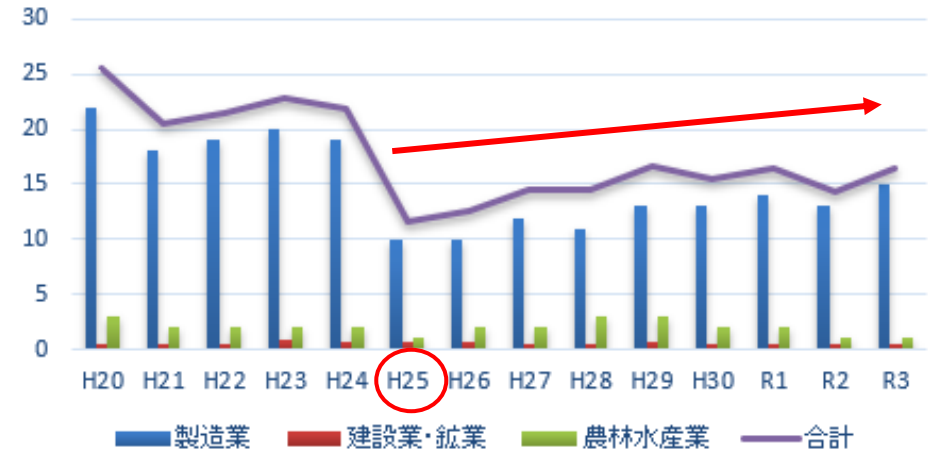
(7) 産業部門の排出量の推移

- 令和3年度の産業部門のCO2排出量は、基準年度(2013年度)に比較して41%増加しています。
- 製造業は基準年度(2013年度)に比べて50%増加、建設業・鉱業は基準年度(2013年度)に比べて27.1%減少、農林水産業については横ばい傾向です。
- いずれの年度も製造業が占める割合が最も多く、基準年度(2013年度)と比較して、産業部門の構成割合は大きく変化していません。

※製造業の排出量を按分するための活動指標は「製造品出荷額」。この推移を見ると、製造品出荷額は、基準年度(H25・2013年度)は約60億。令和3年度は約110億。比較すると83.3%増加している。

※しかし、これにより製造業が必ず対策すべき部門とは言えないため要精査。

(千t-CO₂) 産業部門の排出量の推移



産業部門の排出量の推移 (千t-CO₂)

分野	基準年度	最新年度	減少率
	H25 (2013)	R3 (2021)	
産業部門全体	12	17	-41.7%
製造業	10	15	-50%
建設業・鉱業	0.70	0.51	27.1%
農林水産業	1	1	0%

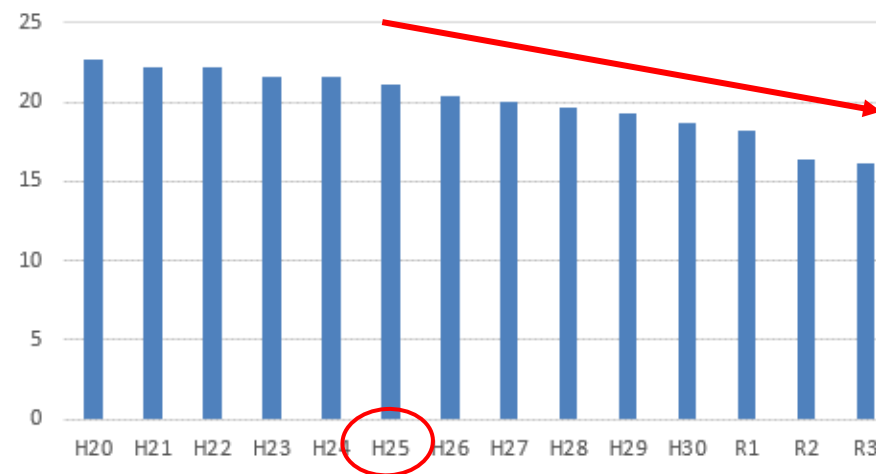
(共に環境省「自治体排出量カルテ」を基に作成)

(8) 運輸部門の排出量の推移

■ 運輸部門の基準年度（2013 年度）のCO₂排出量は21千t-CO₂。令和3年度のCO₂排出量は16千t-CO₂。基準年度（2013 年度）に比べて23.8%減少しています。

■ 運輸部門のうち、自動車（旅客）は基準年度（2013 年度）に比べて27.3%減少。自動車（貨物）は基準年度（2013 年度）に比べて22.2%減少。鉄道は基準年度（2013 年度）に比べて28.9%減少。いずれの年度も自動車（旅客）が占める割合が最も多い状況です。

運輸部門の排出量の推移



図▲ 松田町における運輸部門の排出量の推移

(千t-CO₂)

分野	基準年度	最新年度	減少率 %
	R25 (2013) 年度	R3 (2021) 年度	
自動車 (旅客)	11	8	27.3
自動車 (貨物)	9	7	22.2
鉄道	0.90	0.64	28.9

(共に環境省「自治体排出量カルテ」を基に作成)

■ 基準年度（2013 年度）で自動車（旅客）の占める割合は55%。令和3年度では自動車（旅客）の占める割合が53.3%。運輸部門の構成割合は大きく変化していません。

(9) 業務その他部門の排出量の推移

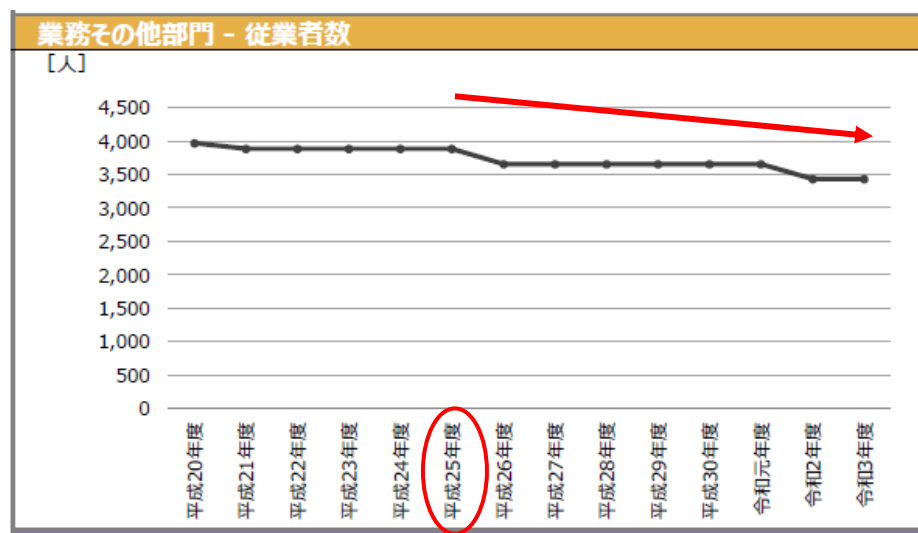
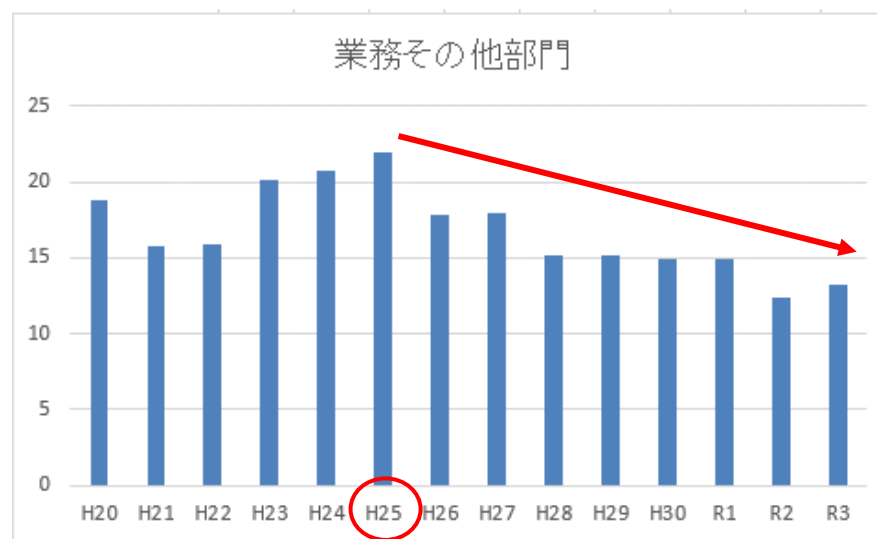
■ 基準年度（平成 25・2013 年度）の業務その他部門の CO₂ 排出量は 22 千 t-CO₂。令和 3 年度は 13 千 t-CO₂。比較して 40.9%減少しています。

■ 「業務その他部門」の活動指標である「従業員数」の推移を見ると、基準年度（2013 年度）は約 3,900 人。令和 3 年度は約 3,500 人。減少率は 10.3%です。

■ 特定事業所（エネルギー使用量が原油換算で 1,500kl/年以上の事業所）：1 事業所（平成 29 年度より）

・ 4 千 t-CO₂/年

（環境省「自治体排出量カルテ」を基に作成）



（環境省「自治体排出量カルテ」を一部加工）

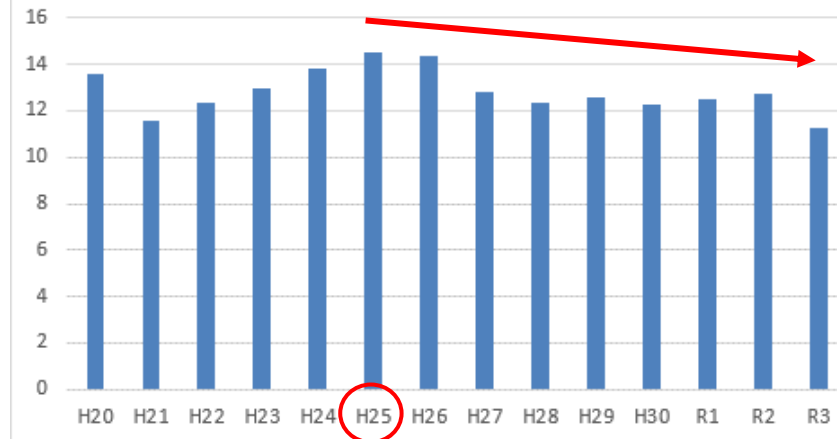
(10) 家庭部門の排出量の推移

■ 基準年度（H25・2013年度）の家庭部門のCO₂排出量は14千t-CO₂、令和3年度は11千t-CO₂です。減少率は21.4%です。

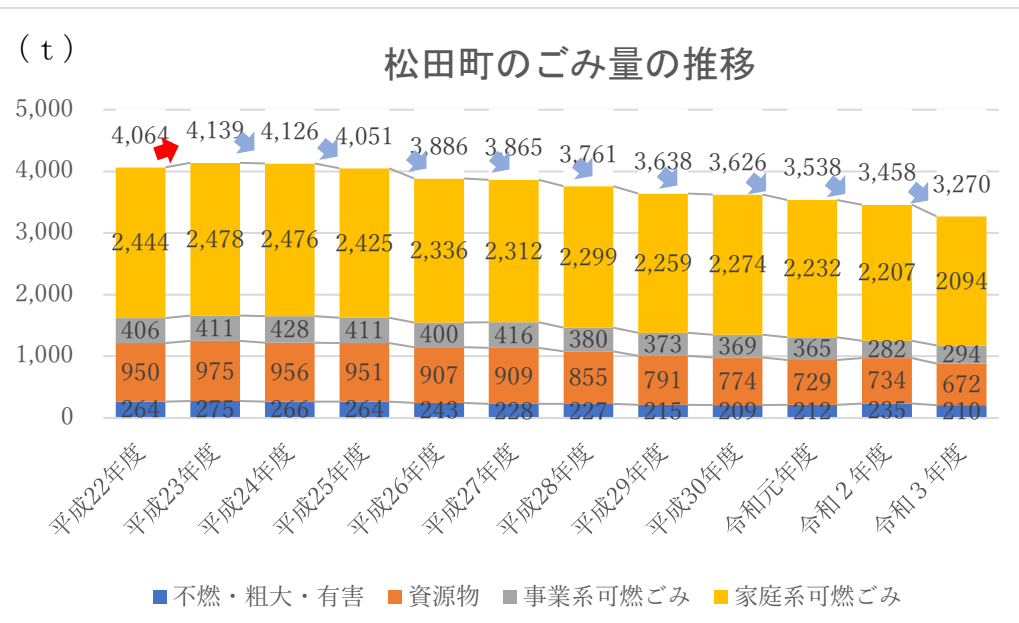
■ 世帯数の推移は横ばい傾向です。

■ 松田町ごみ処理実績によると、令和3年度に松田町で排出された総ごみ量は3,270トンであり、近年減少傾向です。

(千t-CO₂) 家庭部門の排出量の推移



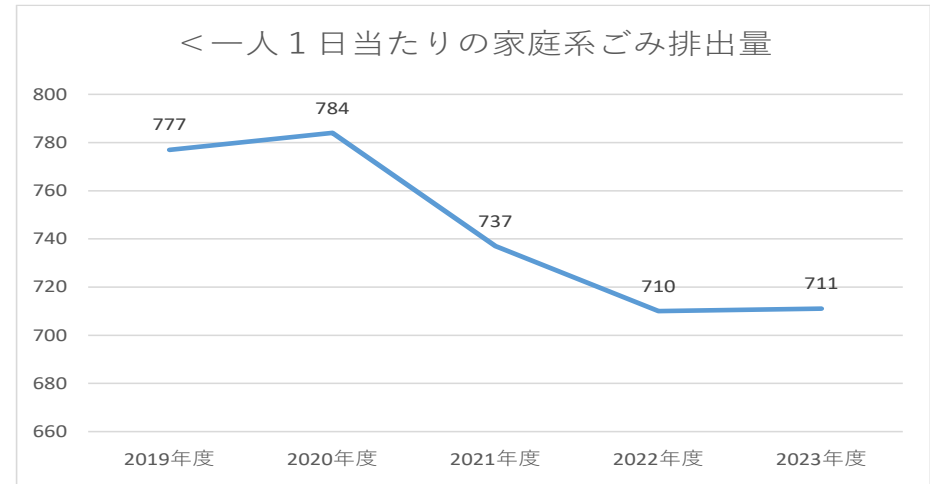
(環境省「自治体排出量カルテ」を基に作成)



■ 町民 1 人 1 日あたりの家庭系ごみ排出量（家庭系ごみ原単位）

平成 25（2013）年度：969 g/人・日
令和 5（2023）年度：711 g/人・日

■ 近年は緩やかな減少傾向にあります。



1 人 1 日あたりの家庭系ごみの排出量（g/人・日）

R元 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
777	784	737	710	711

出典：神奈川県一般廃棄物処理事業の概要

（5）から（9）のまとめ

- ・ 松田町全体の二酸化炭素排出量は、緩やかに減少傾向にあります。
- ・ 産業部門は増加傾向にありますが、その他部門は減少傾向です。
- ・ 産業部門の増加要因は、製造業の活動指標である製造品出荷額の増加によるものですが、これにより製造業が必ず対策すべき部門とは言えないため要精査が必要です。
- ・ 排出量比率の大きい、産業部門及び運輸部門は、更なる排出削減の余地が残されている可能性があるため、この2部門への施策を優先的に検討することが考えられます。

6. 総エネルギー消費量の推計

※再生可能エネルギー導入量検討のための基礎情報

二酸化炭素排出量を削減するためには、その発生源となるエネルギーを、石油・石炭・天然ガスといった化石燃料に由来するエネルギーから、再生可能エネルギーへと転換していくことが必要です。

そのため、現在の松田町のエネルギー需要の実態について地域エネルギー需給データベースで確認しました。

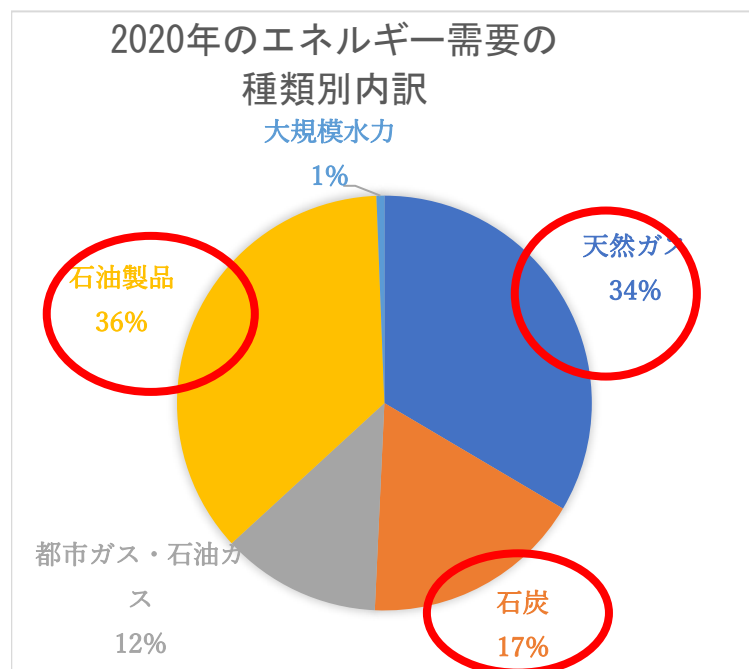
(1) 地域エネルギー需給データベースとは

地域エネルギー需給データベースとは、地方公共団体等による地域エネルギー計画の策定や地域エネルギーシステムに関する理解の促進に貢献することを目的として、国内1,741市区町村のエネルギー需給データ（エネルギーの資源や需要に関するデータ）を整備し、公開しているものです。地域のエネルギー需給実態を把握し、将来のビジョンを描くための基礎データとして活用できます。

（出典：東北大学中田俊彦研究室，地域エネルギー需給データベース（Version 2.10），<https://energy-sustainability.jp>）

(2) 令和5(2020)年の松田町のエネルギー需要の内訳(エネルギー種別)

令和5(2020)年の松田町のエネルギー需要の合計は811(812)TJでした。種別で見ると、石油製品が36%と最も多く、ついで天然ガスが34%です。石油製品の熱量294TJのうち、244TJを運輸部門、22TJを産業部門で使用しています。



(地域エネルギー需給データベース「松田町エネルギーフロー」の化石燃料分を基に作成)

エネルギー	熱量 (TJ)	用途
天然ガス	272	271TJを電力に使用
石炭	140	134TJを電力に使用
都市ガス・石油ガス	101	39TJを業務部門で使用 59TJを家庭部門で使用 2TJが運輸部門で使用
石油製品	294	244TJを運輸部門で使用 22TJを産業部門で使用 19TJを業務部門で使用 7TJを家庭部門で使用 1TJを熱に使用
大規模水力	5	
合計	812	

・省エネ化及び効率化に向けた検討が必要
・再エネ由来の電気に置き換える施策の検討が必要

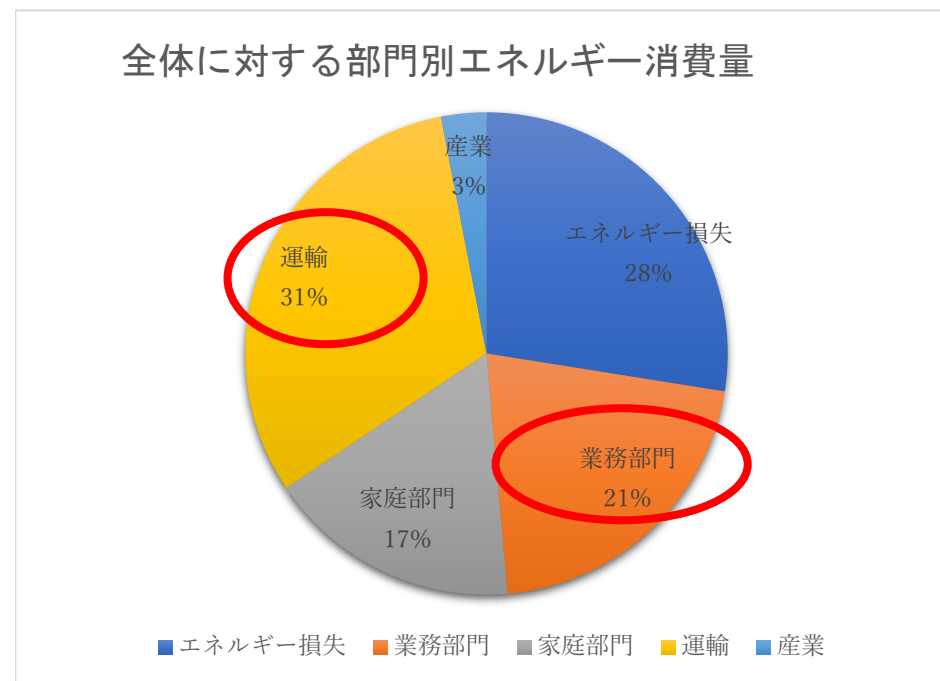
【TJとは】テラ・ジュールの略号。テラは10の12乗のことを指し、ジュールは熱量単位。総合エネルギー統計では計量単位の異なる各種のエネルギー源を一つの表で扱うため、エネルギー単位表ではすべて熱量単位に換算される。(1TJ=277.78MWh)

(3) 令和5(2020)年の松田町のエネルギー需要の内訳(部門別)

■2020年のエネルギー需要を部門別で見ると、運輸部門が31%と最も多く、次いで業務部門が21.0%、家庭部門が17%です。

-	消費量(TJ)
エネルギー損失	227
業務部門	174
家庭部門	140
運輸	259
産業	25
合計	825

※エネルギー損失とは、一次エネルギーを電力や熱などの二次エネルギーに転換する際に生じるエネルギー損失のこと。たとえば、発電、石油精製、ガス改質によるエネルギー転換損失など。



(地域エネルギー需給データベースを基に作成)

■消費量比率の高い、運輸部門・業務部門の施策を優先的に検討します。



【コラム③】二酸化炭素排出量削減×森林保全による地域活性化の取り組み 温浴施設の燃料を、灯油から木質バイオマス（薪）へ転換



- 松田町健康福祉センター内の健楽の湯は、灯油により給湯していましたが、令和3（2021）年に、木質バイオマスボイラーを導入しました（以降、灯油と薪を併用）。
- 薪の供給は、町内団体がNPO法人となり、地元企業等の協力も得ながら行っています。



取り組みによる効果

- 森林の保全（寄地区の間伐材等の有効活用）
- 産業の創出
- エネルギー費用の流出削減
- 二酸化炭素排出量の削減

-	薪ボイラ 一導入前	薪ボイラ 一導入後	備考
灯油使用量 (L/年)	22,000	13,600	38.2%削減
灯油使用によるCO2排出量 (t-CO2/年)	54.78	33.86	
燃料費	H31実績 171万円	R5実績※ 184万円	※薪36万円 灯油148万円

灯油使用量が減ったことにより、導入前と比較して1年間で約21 tのCO2を削減。

※灯油使用量と燃料費は施設提供の実績値より。CO2排出量は林野庁報告用事業計算ファイルを用いて算出。

7. 森林による二酸化炭素吸収量の推計

(1) 本町の森林面積

神奈川地域森林計画書によると、本町には2,853.58haの森林があります。このうち公有林面積は1,494.29ha、私有林は1359.29haです。

-	公有林			私有林	合計
	県有林	町有林	合計		
面積 (ha)	1,269.64	224.65	1,494.29	1,359.29	2,853.58

(2) 森林による二酸化炭素吸収量の推計

改定前の神奈川県地球温暖化対策計画（2022（令和4）年3月版）で示されていた、神奈川県の年間森林吸収量18.5万t-CO₂/年を、神奈川県における本町の森林面積の割合を基に按分すると、本町では年間6,679t-CO₂を吸収すると算出されました。

県：年間18.5万t-CO₂/年

県森林に占める松田町森林の割合
=2,853.58 ha / 79,021.63 ha × 100
=3.61%

18.5万t-CO₂/年 × 0.0361
=6,678.5 t-CO₂/年

8. 再生可能エネルギーの導入状況

再生可能エネルギーは温室効果ガスを排出しないエネルギーであることから、二酸化炭素排出量の削減に向けて、再生可能エネルギーの更なる導入拡大が必要です。

(1) 地域の再エネポテンシャルを活用した再生可能エネルギー導入のメリット

■地域経済活性化

- ・エネルギーコストの支払いに伴い地域企業、町民から町外へ流出していた資金が止まる。あるいは域内への流入となる。
- ・町内で再生可能エネルギー事業が実施されることにより、雇用が生まれ、域内所得の増加が見込まれる（⇒町内の消費増加につながる）。
- ・町内で再生可能エネルギー事業が実施されることにより、地方自治体の税収が増加。

■地域における地球温暖化対策

■防災

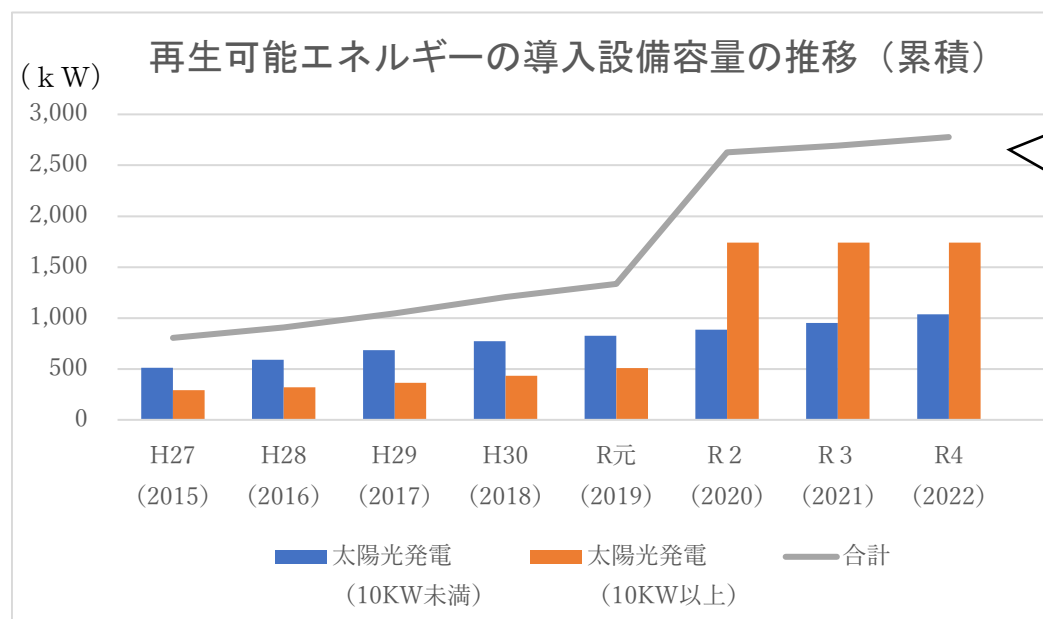
- ・災害時の自立分散型エネルギー源の確保

(2) 再生可能エネルギーの導入設備容量の推移

町内の主な再生可能エネルギーは、太陽光発電です。

再生可能エネルギーの導入設備容量の推移(累積)									
	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R元 (2019)	R 2 (2020)	R 3 (2021)	R4 (2022)
太陽光発電 (10KW未満)	408	513	591	683	772	825	885	952	1,036
太陽光発電 (10KW以上)	200	292	319	365	434	509	1,742	1,742	1,742
合計	607	805	909	1,047	1,206	1,334	2,627	2,694	2,777

(共に環境省「自治体排出量カルテ」を基に作成)



10KW以上の太陽光発電の設備容量は、近年横ばい傾向ですが、10KW未満の設備容量は、緩やかに増加しています。

注：自治体排出量カルテで把握できるのは、再エネ特措法に基づくFIT・FIP制度で認定された設備のうち、買取を開始した設備の導入容量のみ（自家消費のみで売電していない設備、FIT・FIP制度への移行認定を受けていない設備等は含まれない。

設備容量：発電設備における単位時間当たりの最大仕事量。単位はキロワット (kW)。「定格出力」「設備出力」「出力」と表現されることもある。

(3) 10kW 未満の太陽光発電設備の導入件数の推移（累積）

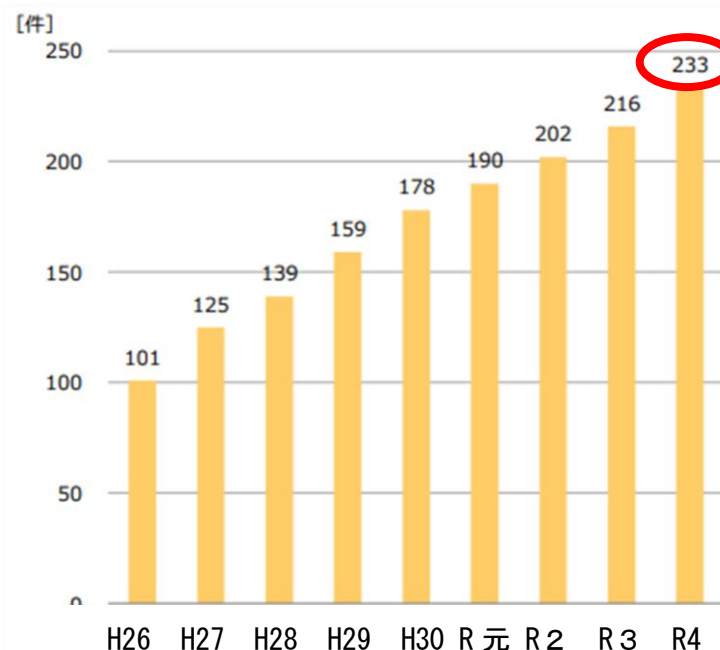
■10kW 未満の設備は比較的小規模な太陽光発電（住宅等に設置されるもの）を示すと考えられることから、住宅への太陽光発電の導入実績とみなすことができます。

■10kW 未満の太陽光発電設備の導入件数は、令和4年度までの累積で233件です。

■松田町スマートハウス整備促進事業費補助金を活用して設置された太陽光発電システムの件数：54件（平成25年度～令和5年度時点まで）

■令和4年度の10kw未満の太陽光発電設備による発電電力量は1,243MWh

1,243MWh÷233件≒5.33MWhであることから、町内の戸建住宅1軒に太陽光発電システムを設置した場合、1年間に5.33MWhの再エネによる発電が見込まれると捉えられます。

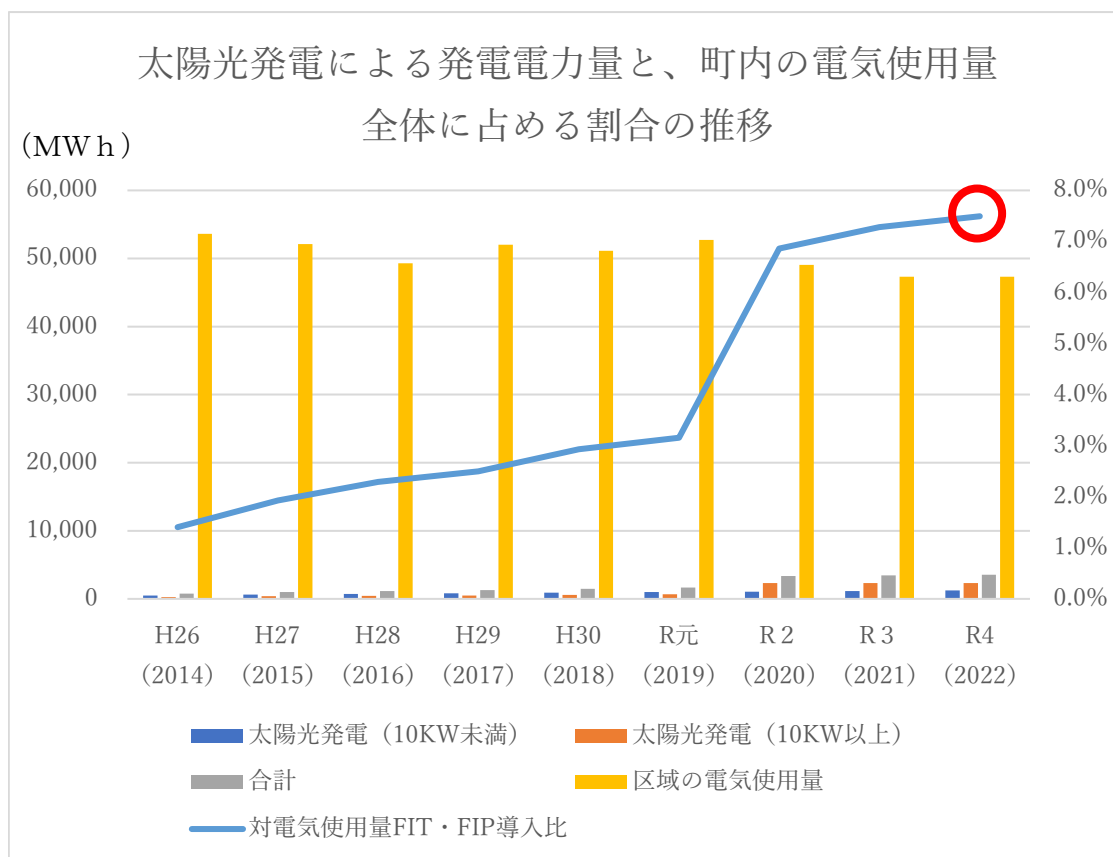


10KW 未満の太陽光発電設備の導入件数の推移（累積）

（環境省「自治体排出量カルテ」を一部加工）

(4) 再生可能エネルギーによる発電電力量と、町内の電気使用量に占める割合

■町内の太陽光発電による発電電力量は増加傾向にあります。町内の電気使用量全体に占める割合は、令和4年度において7.5%です。



-	令和4年度
太陽光発電 10 k w未満	1, 243MWh
太陽光発電 10 k w以上	2, 304 MWh
合計	3, 546 MWh
電気使用量	47, 334 MWh
対電気使用量 FIT・FIP 導入比	7.5%

(環境省「自治体排出量カルテ」を基に作成)

発電電力量：発電設備がある経過時間に供給した電力の総量。経過時間を1年とすると、年間発電電力量 (kWh/年) = 設備容量 (kW) × 年間時間数 (365 日 × 24 時間) × 設備利用率 (%)

9. 再生可能エネルギーの導入ポテンシャル量の把握

※再生可能エネルギー導入を推進していくうえで前提条件となる、導入可能性の確認

(1) 「再エネポテンシャル」とは

■地域に賦存（ふぞん：石油や天然ガスなどといった資源について、理論上は潜在的に存在していると算定されていること）する再生可能エネルギーのうち、利用可能性が高い再生可能エネルギーの量のことを「再エネポテンシャル」と言います。

■環境省の提供する「再生可能エネルギー情報提供システム（REPOS：リーポス）」の「自治体再エネ情報カルテ」を用いて、松田町の再エネポテンシャルの推計結果を確認しました。

※但しこの推計には、事業性を考慮できてないポテンシャルや、既に FIT 等で導入されている実績も含まれており、あくまでも目安的な推計であるため、実際の町への再エネ導入にあたっては、REPOS が提供する情報やツールだけでなく、地域の特性に応じた詳細設計を行う等、更なる留意が必要です。

REPOS で把握できる 再生可能エネルギーの種類	太陽光、風力、中小水力、地熱、地中熱、太陽熱
------------------------------	------------------------

(2) REPOS による松田町の再エネポテンシャル

再生可能エネルギー種別	設備容量	発電電力量
	MW	MWh/年
太陽光 発電	【太陽光発電】合計	58.005 78,958.893
	建物系合計	42.388 57,801.816
	・官公庁	0.458 621.079
	・病院	0.488 660.959
	・学校	0.881 1,193.452
	・戸建住宅等	19.329 26,558.686
	・集合住宅	0.157 213.220
	・工場、倉庫	0.704 954.380
	・その他建物	20.288 27,487.269
	・鉄道駅	0.083 112.771
	土地系合計	15.617 21,157.077
	・最終処分場	0.000 0.000
	・耕地（田）	0.355 480.697
	・耕地（畑）	8.005 10,845.425
	・荒廃農地 （再生利用可能〈営農型〉）	0.808 1,094.288
	・荒廃農地 （再生利用困難）	6.449 8,736.667
・ため池	0.000 0.000	
風力発電	- 0.000 0.000	
中小水力 発電	【中小水力発電】合計	3.197 21,009.143
	・河川部	3.197 21,009.143
	・農業用水路	0.000 0.000
地熱発電	- 0.000 0.000	
再生可能エネルギー（電気）合計		61.202 99,968.036

松田町の再エネポテンシャル（電気エネルギー）は、太陽光が最も大きく、次いで中小水力でした。

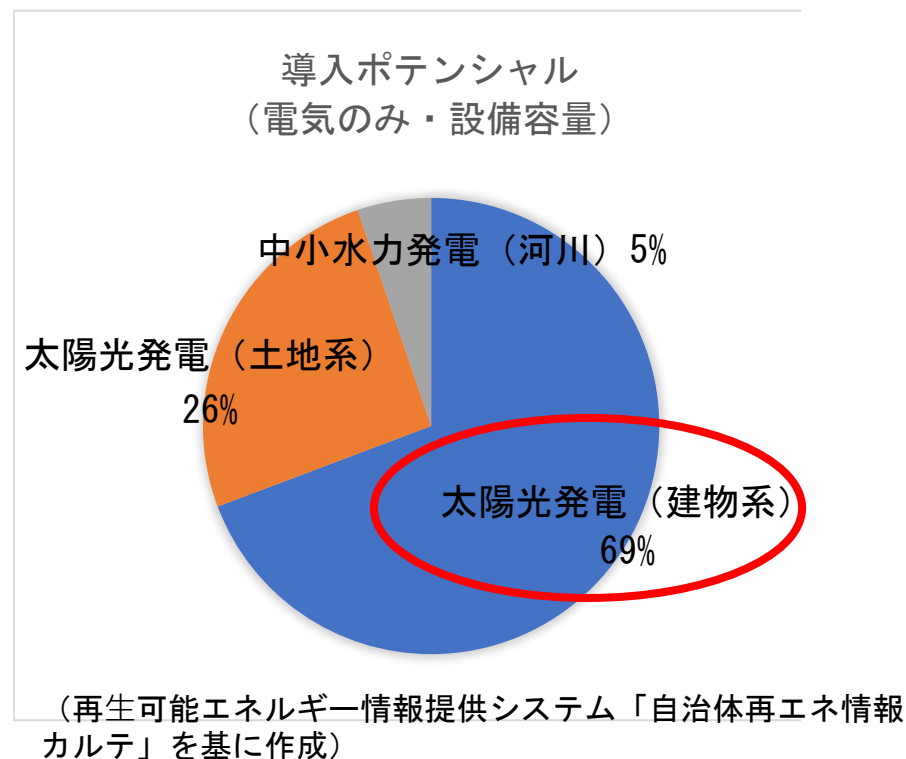
再生可能エネルギー種別	熱量
	GJ/年
太陽熱	109,031.868
地中熱	646,061.712
再生可能エネルギー（熱）合計	755,093.580

※再生可能エネルギー情報提供システム「自治体再エネ情報カルテ」を基に作成。
木質バイオマスの導入ポテンシャルの推計はされていない。

(3) 太陽光発電のポテンシャル（電気）について

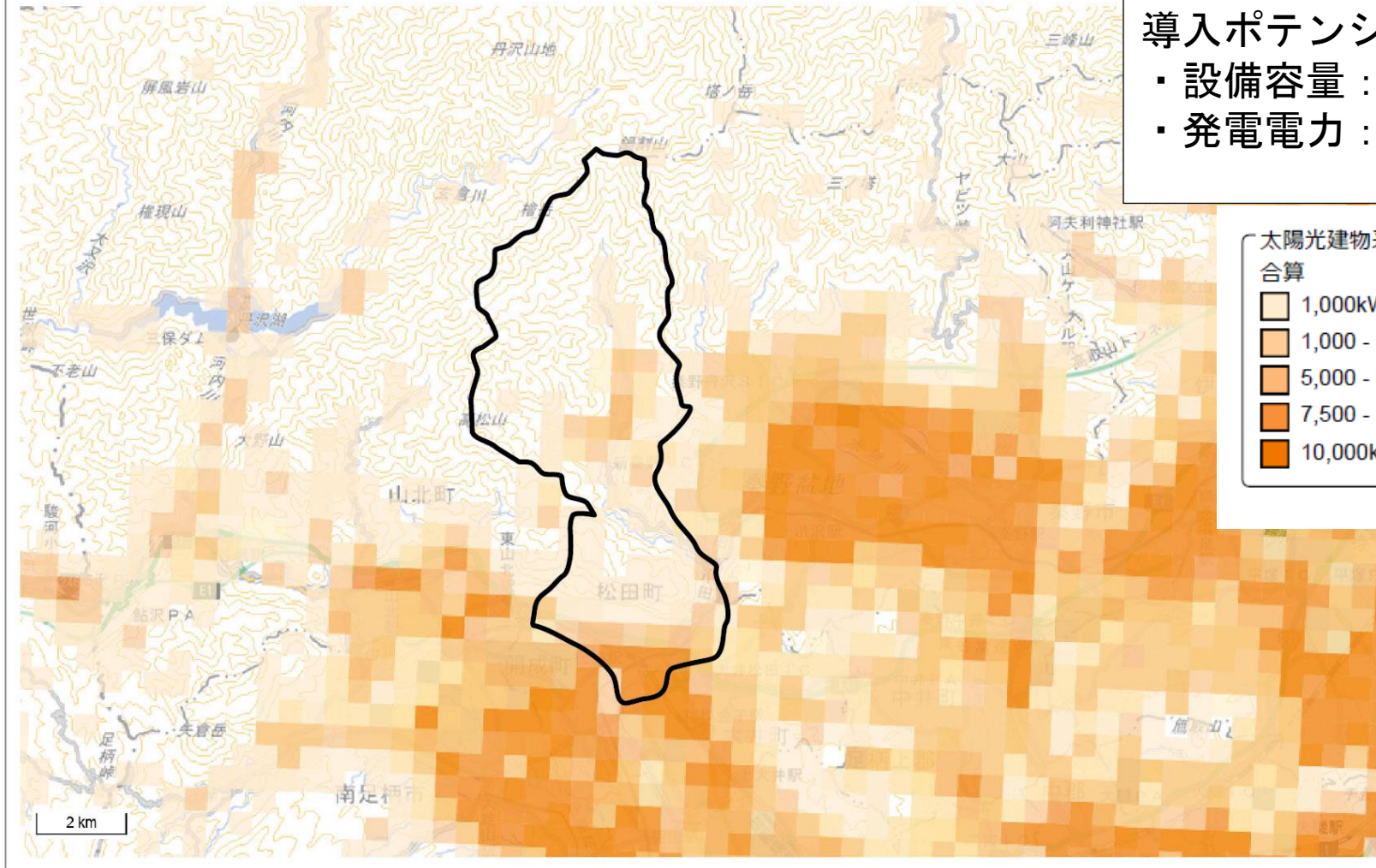
太陽光発電のポテンシャル（電気）の中で一番数値が高いものは、建物系の太陽光発電でした。

再エネ種	設備容量 (KW)	発電電力 (MWh)
太陽光発電	58,006	78,959
建物系	42,390	57,802
土地系	15,616	21,157
中小水力 発電 (河川部)	3,197	21,009
合計	61,203	99,968



区分	小区分
建物系	官公庁、病院、学校、戸建住宅等、集合住宅、工場・倉庫、その他建物、鉄道駅
土地系	農地／耕地／田・畑、水上／ため池（最大傾斜角 20 度以上の土地や、土砂災害警戒区域等は推計から除外されている）

：太陽光建物導入ポテンシャル（合算）透過率50%



太陽光（建物系） 導入ポテンシャル

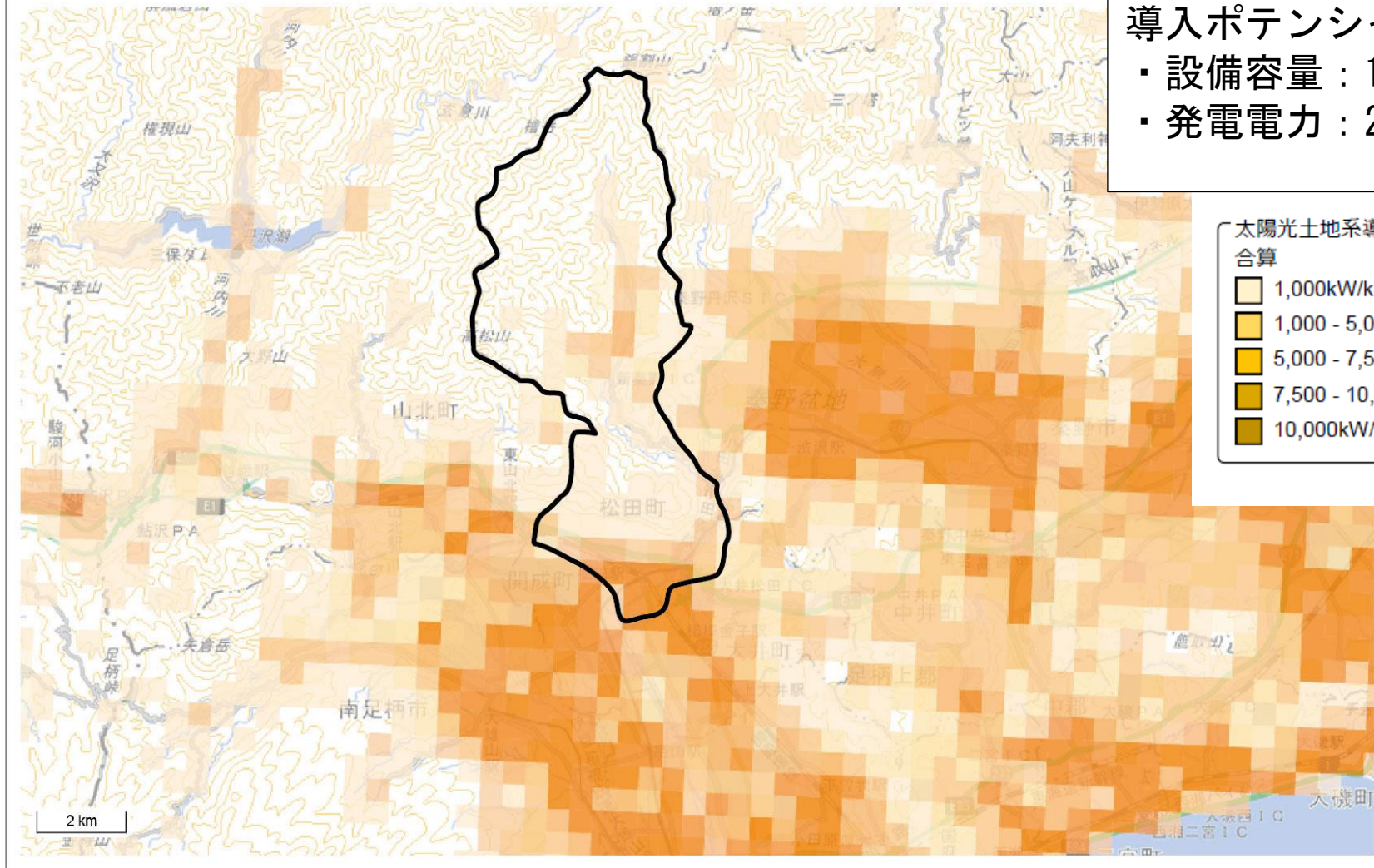
- ・ 設備容量：42,390 kW
- ・ 発電電力：57,802 MWh



Copyright Ministry of the Environment Government of Japan. All rights reserved

(出典：再生可能エネルギー情報提供システム(REPOS))

：太陽光土地系導入ポテンシャル（合算）透過率50%



太陽光（土地系） 導入ポテンシャル

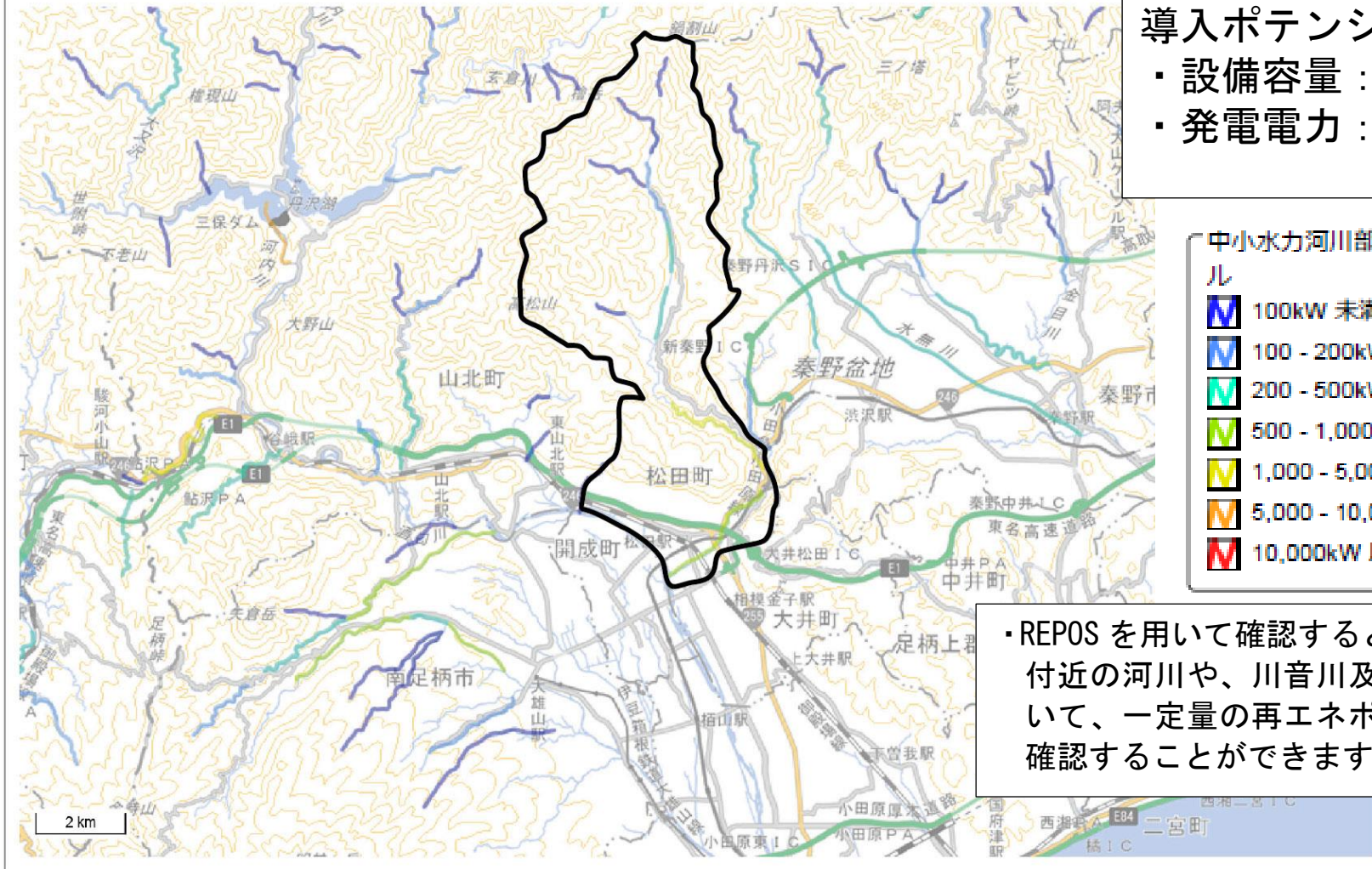
- ・ 設備容量：15,616 kW
- ・ 発電電力：21,157 MWh



(出典：再生可能エネルギー情報提供システム(REPOS))

Copyright Ministry of the Environment Government of Japan. All rights reserved

： 中小水力河川部導入ポテンシャル 透過率50%



中小水力（河川部）
導入ポテンシャル

- ・ 設備容量：3,197 kW
- ・ 発電電力：21,009 MWh

中小水力河川部導入ポテンシャル

- 100kW 未満
- 100 - 200kW
- 200 - 500kW
- 500 - 1,000kW
- 1,000 - 5,000kW
- 5,000 - 10,000kW
- 10,000kW 以上

・ REPOS を用いて確認すると、湯の沢地区付近の河川や、川音川及び酒匂川において、一定量の再エネポテンシャルを確認することができます。

Copyright Ministry of the Environment Government of Japan. All rights reserved

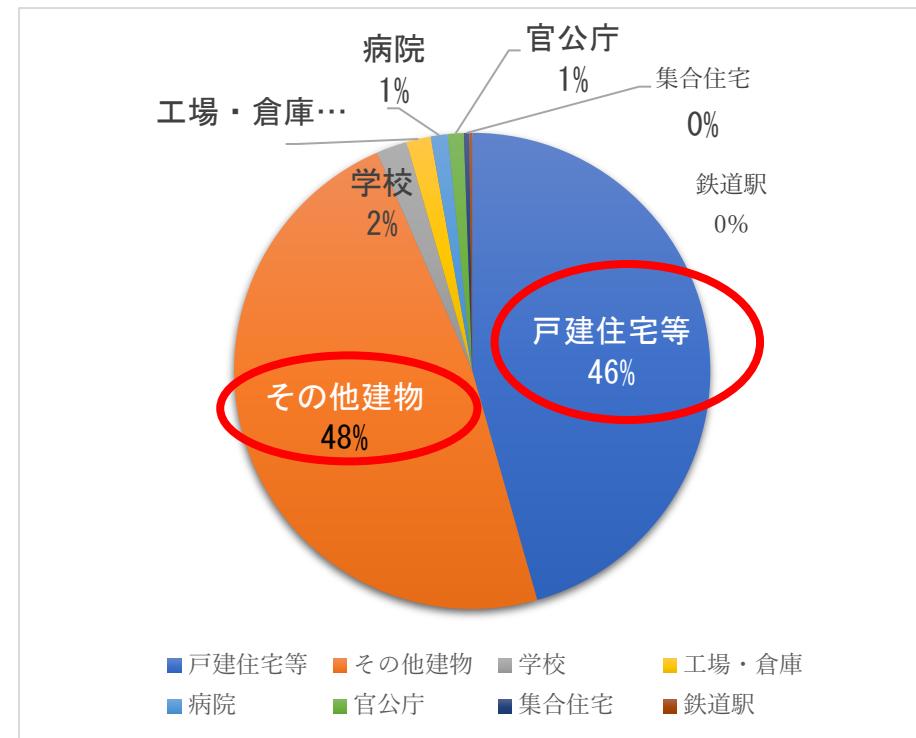
(出典：再生可能エネルギー情報提供システム(REPOS))

(4) 太陽光発電（建物系）ポテンシャルの内訳について

太陽光発電（建物系）のポテンシャルにおいて、もっとも高いのは「その他建物」、次いで「戸建住宅」でした。

建物系区分	設備容量 (MW)	年間発電電力量 (MWh/年)
官公庁	0.458	621.079
病院	0.488	660.959
学校	0.881	1,193.452
戸建住宅等	19.329	26,558.686
集合住宅	0.157	213.220
工場・倉庫	0.704	954.380
その他建物	20.288	27,487.269
鉄道駅	0.083	112.771
合計	42.390	57,801.816

太陽光（建物系・設備容量）の導入ポテンシャル内訳



(共に再生可能エネルギー情報提供システム「自治体再エネ情報カルテ」を基に作成)

◎再生可能エネルギーの導入を拡大するためには、住宅や事業所への太陽光発電の導入を促進することが、最も有力な手段と考えられます。

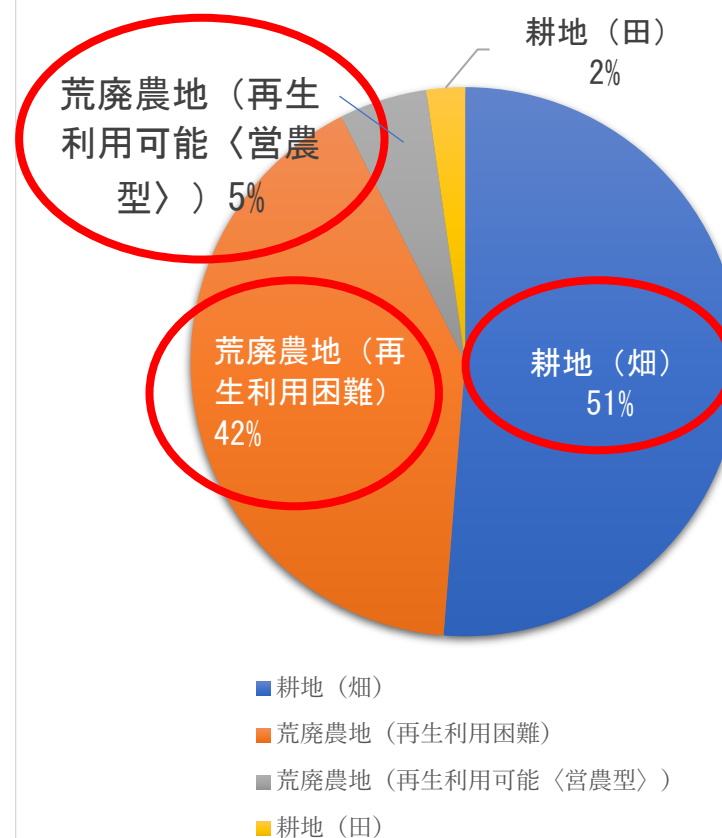
(5) 太陽光発電（土地系）ポテンシャルの内訳について

太陽光発電（土地系）のポテンシャルにおいて、最も多いのは「耕地（畑）」、次いで荒廃農地（再生利用困難）でした。

土地系区分	設備容量 (MW)	年間発電電力量 (MWh/年)
耕地（田）	0.355	480.697
耕地（畑）	8.005	10,845.425
荒廃農地（再生利用可能〈営農型〉）	0.808	1,094.288
荒廃農地（再生利用困難）	6.449	8,736.667
合計	15.616	21,157.076

（共に再生可能エネルギー情報提供システム「自治体再エネ情報カルテ」を基に作成）

太陽光（土地系・設備容量）の導入ポテンシャル



(6) 再生可能エネルギー（熱）について

■再生可能エネルギー熱利用とは

再生可能エネルギー熱（再エネ熱）とは、非化石エネルギー源で、自然界に存在する熱エネルギーのことです。熱源の種類によって適用温度帯は異なりますが、主にヒートポンプや熱交換器を介して空調や給湯に利用されます。

■太陽熱、地中熱について、熱利用できる一定量の可能性を確認することができます。

再エネ種	導入ポテンシャル (単位：GJ/年)
太陽熱	109,031.868
地中熱	646,061.712

(7) 木質バイオマスの賦存量について

木質バイオマスについては、REPOS ではまだポテンシャルを推計できる状況になっていません。

※賦存量には、法令、土地用途等の制約や事業採算性は考慮されていない

木質バイオマス	賦存量※
発生量（森林由来分）	7.340 千m ³ /年
発熱量（発生量ベース） 木材そのものが持つ熱量であり、使用時を想定した熱量である太陽熱や地中熱のポテンシャルとは直接比較できない。	54,433.520GJ/年

(8) 検討対象とする再生可能エネルギーの整理 (◎：導入対象、○：可能性有のため検討、△：当面は情報収集)

再エネ種	導入目標 検討	理由等
太陽光 発電 ・建物系 ・土地系	◎	<ul style="list-style-type: none"> ・最も普及している再生可能エネルギーのひとつであり、実績が多く導入ハードルが低いことから即応性が期待されるため、積極的な導入を図ることが適切と捉えられる。 ・令和4(2022)年度の松田町の太陽光発電による電力量は3,546MWhであるのに対して、太陽光発電の再エネポテンシャルは78,959MWhであることから、追加で太陽光発電を導入できる余力が残っていると捉えられる。 ・建物系ポテンシャルの48%が戸建住宅であることから、町内の戸建住宅への太陽光発電の導入が家庭部門排出量削減策において有効と捉えられる。 ・カーポート屋根、再生不可能な荒廃農地等への太陽光発電導入やソーラーシェアリングの検討のため
中小水力発電(河川部)	○	<ul style="list-style-type: none"> ・REPOSを用いて確認すると、湯の沢地区付近の河川、川音川、酒匂川において一定量の再エネポテンシャルを確認することができる。 ・但し、中小水力発電は太陽光発電と比較すると導入には時間を要することから、中小水力発電の導入は今後の課題として位置付け、当面は情報収集を行っていくこととする。
太陽熱 利用	△	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽熱を集熱器で集め、給湯等に活用するシステム。 ・計画の初期段階では導入ハードルが高いため、今後の検討課題として位置付け、当面は情報収集を行っていくこととする。
地中熱 利用	△	<ul style="list-style-type: none"> ・地中熱を熱源とし、ヒートポンプによる空調等に活用するシステム。 ・計画の初期段階では導入ハードルが高いため、今後の検討課題として位置付け、当面は情報収集を行っていくこととする。
木質バイオ マス	◎	<ul style="list-style-type: none"> ・町第6次総合計画における農林業振興のための基本目標として、森林の間伐材を利用した木質バイオマス資源の持続的な利用により森林の再生や、新たな地域経済の活性化に取り組むこととしている。

10. 再生可能エネルギー導入目標値と考え方

(1) 第6次エネルギー基本計画で示された再エネ導入比率に基づく、再エネ導入量試算

- 令和3（2021）年に閣議決定された第6次エネルギー基本計画では、2030年度と2050年度の電源構成に占める再エネ導入比率について、「2030年度が36～38%、2050年度は50～60%をめざす」と示されています。
- 2030・2040・2050年度の本町の消費電力を計算し、その消費電力に占める再エネ発電量を、国の再エネ導入率に基づいて計算したところ、以下のとおりでした。

令和4（2022）年		
A	人口	10,477人
B	町全体の電気使用量	47,334MWh
C	再エネによる発電電力量	3,546 MWh
D	全体の電気使用量に占める再エネの割合	7.5%
E	1人あたりの電気使用量（B/A）	4.52 MWh

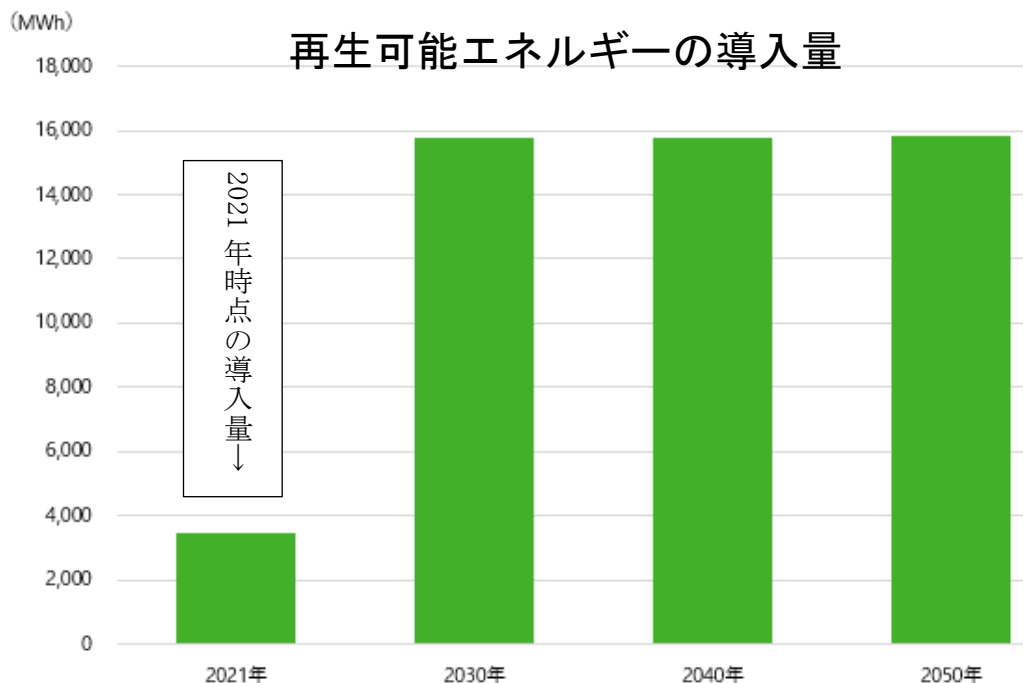
↑※人口：令和4年度町統計データ集を採用
※他は自治体排出量カルテより

※人口：令和12年度・令和22年度の人口は、「松田町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略（p32）」の将来目標人口を採用
※1人あたりの電気使用量は、技術革新による省エネ性能の向上等により、さらに減るものと考えられる。

令和4年度の1人あたりの電気使用量（E）に、各年度の将来目標人口を乗じて発電電力量を算出			
	令和12（2030）年	令和22（2040）年	令和32（2050）年
町の将来目標人口	10,238人	10,000人	10,000人 公表値がないため令和22年度と同数と設定
電気使用量 （目標人口×電気使用量）	46,275 MWh	45,200 MWh	45,200 MWh
国が示す全体の電気使用量に占める再エネ割合	36～38% 仮に36%と設定	-（数値無し） 仮に45%と設定	50～60% 仮に50%と設定
国の示す基準に基づく再エネによる発電電力量	$46,275 \times 0.36 = 16,659 \text{ MWh}$	$45,200 \times 0.45 = 20,340 \text{ MWh}$	$45,200 \times 0.5 = 22,600 \text{ MWh}$
令和4年度再エネポテンシャルに占める発電量の割合（%）	16.6%	20.3%	22.6%

(2) 再生可能エネルギー導入目標値

- 2050年カーボンニュートラル達成を実現するためには、最大限に再生可能エネルギーの導入は取り組むことが必要ですが。
- 計画初期の現実的な目標設定として、再エネポテンシャルのうち、太陽光発電の再エネポテンシャルの発電電力量である、78,959MWhの60%にあたる47,375MWhを、2050年までに導入することを目指します。
- 2030年度までに15,780MWh、2040年度までに15,780MWh、2050年度までに15,815MWhを導入する場合、以下のイメージとなります。



2030年度導入量	15,780MWh
2040年度導入量	15,780MWh
2050年度導入量	15,815MWh
合計	47,375 MWh

1 1. 二酸化炭素排出削減の目標

(1) 削減目標 :2050 年までに二酸化炭素排出量実質ゼロ」を実現

このことを踏まえて、下記の目標の達成を目指して取り組みます。

-	年度	町内からの 二酸化炭素排出量	備考
基準年度	平成 25 (2013) 年度	71,000 t-CO ₂	自治体排出量カルテより
中期目標	令和 12 (2030) 年度	38,500 t-CO ₂	基準年度比削減率 : 50%
	令和 22 (2040) 年度	24,850 t-CO ₂	基準年度比削減率 : 65%
長期目標	令和 32 (2050) 年度	6,679 t-CO ₂ (森林によって吸収できる量しか排出しない)	排出量から森林による吸収量 (6,679t-CO ₂ /ha・年) を差し引いて、二酸化炭素排出量実質ゼロ

(2) 二酸化炭素排出量削減目標：令和12(2030)年度までに50%削減

部門・分野	H25 排出量 千 t-CO ₂	R3 排出量 千 t-CO ₂	R12 排出量 千 t-CO ₂	H25→R12 削減率
産業部門	12.00	17.00	8.20	31.67%
製造業	10.00	15.00	7.00	30.00%
建設業・鉱業	0.70	0.51	0.40	42.86%
農林水産業	1.00	1.00	0.80	20.00%
業務その他部門	22.00	13.00	12.00	45.45%
家庭部門	14.00	11.00	10.00	28.57%
運輸部門	21.00	16.00	11.50	45.24%
自動車	20.00	15.00	11.00	45.00%
旅客	11.00	8.00	6.00	45.45%
貨物	9.00	7.00	5.00	44.44%
鉄道	0.90	0.64	0.50	44.44%
船舶	0.00	0.00	0.00	-
廃棄物分野（一般廃棄物）	1.00	0.93	0.50	50.00%
森林による吸収量（千 t-CO ₂ ）	-	-	-6.70	-
合計	71.00	58.00	35.50	50.00%
基準年度比減少率		18.31%	50.00%	50.00%

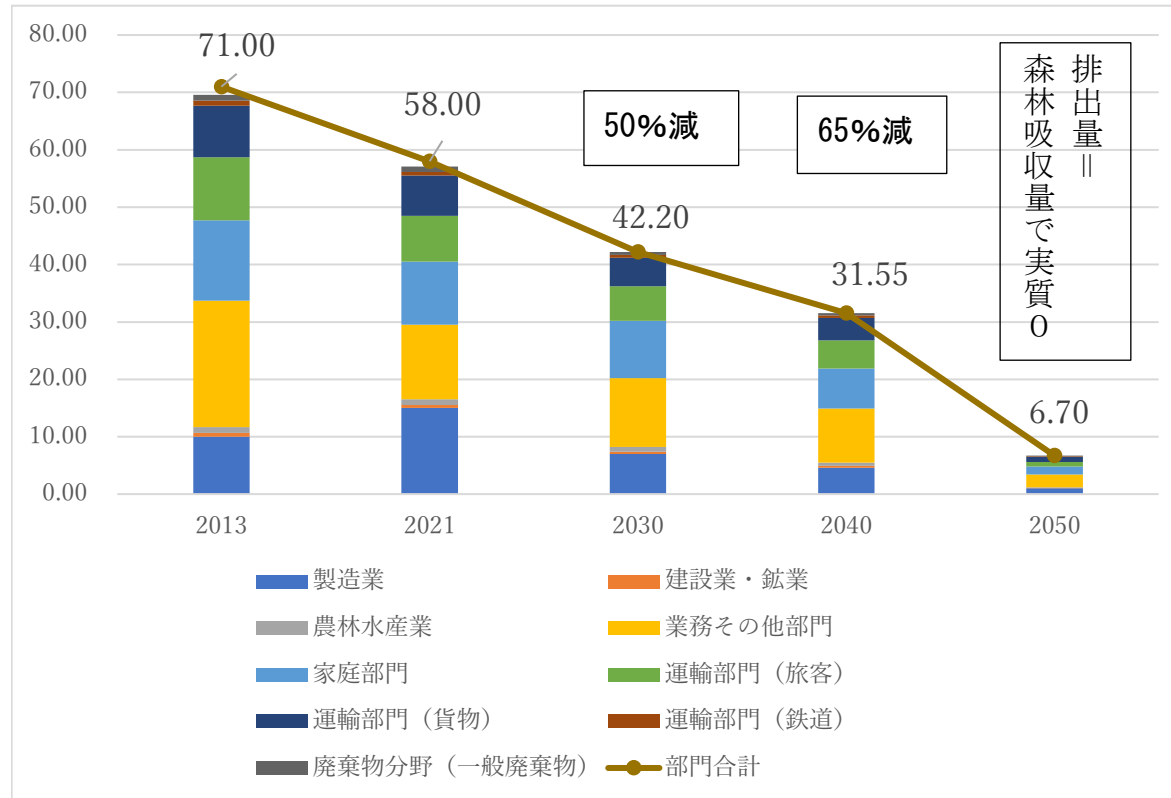
(3) 二酸化炭素排出量削減目標：令和 22 (2040) 年度までに 65%削減

部門・分野	H25 排出量 千 t-CO ₂	R3 排出量 千 t-CO ₂	R12 排出量 千 t-CO ₂	R22 排出量 千 t-CO ₂	H25→R22 削減率
産業部門	12.00	17.00	8.20	5.50	54.17%
製造業	10.00	15.00	7.00	4.60	54.00%
建設業・鉱業	0.70	0.51	0.40	0.30	57.14%
農林水産業	1.00	1.00	0.80	0.60	40.00%
業務その他部門	22.00	13.00	12.00	9.40	57.27%
家庭部門	14.00	11.00	10.00	7.00	50.00%
運輸部門	21.00	16.00	11.50	9.25	55.95%
自動車	20.00	15.00	11.00	8.80	56.00%
旅客	11.00	8.00	6.00	4.90	55.45%
貨物	9.00	7.00	5.00	3.90	56.67%
鉄道	0.90	0.64	0.50	0.45	50.00%
船舶	0.00	0.00	0.00	0.00	-
廃棄物分野（一般廃棄物）	1.00	0.93	0.50	0.40	60.00%
森林による吸収量（千 t-CO ₂ ）	-	-	-6.70	-6.70	-
合計	71.00	58.00	35.50	24.85	65.00%
基準年度比減少率		18.31%	50.00%	65.00%	65.00%

(4) 二酸化炭素排出量削減目標：令和 32 (2050) 年度 カーボンニュートラルを実現

部門・分野	H25 排出量 千 t-CO ₂	R3 排出量 千 t-CO ₂	R12 排出量 千 t-CO ₂	R22 排出量 千 t-CO ₂	R32 排出量 千 t-CO ₂	H25→R32 削減率
産業部門	12.00	17.00	8.20	5.50	1.21	89.92%
製造業	10.00	15.00	7.00	4.60	1.00	90.00%
建設業・鉱業	0.70	0.51	0.40	0.30	0.07	90.00%
農林水産業	1.00	1.00	0.80	0.60	0.14	86.00%
業務その他部門	22.00	13.00	12.00	9.40	2.20	90.00%
家庭部門	14.00	11.00	10.00	7.00	1.40	90.00%
運輸部門	21.00	16.00	11.50	9.25	1.79	91.48%
自動車	20.00	15.00	11.00	8.80	1.70	91.50%
旅客	11.00	8.00	6.00	4.90	0.80	92.73%
貨物	9.00	7.00	5.00	3.90	0.90	90.00%
鉄道	0.90	0.64	0.50	0.45	0.09	90.00%
船舶	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	-
廃棄物分野（一般廃棄物）	1.00	0.93	0.50	0.40	0.10	90.00%
森林による吸収量（千 t-CO ₂ ）	-	-	-6.70	-6.70	-6.70	-
合計	71.00	58.00	35.50	24.85	0.00	100.00%
基準年度比減少率		18.31%	50.00%	65.00%	100.00%	100.00%

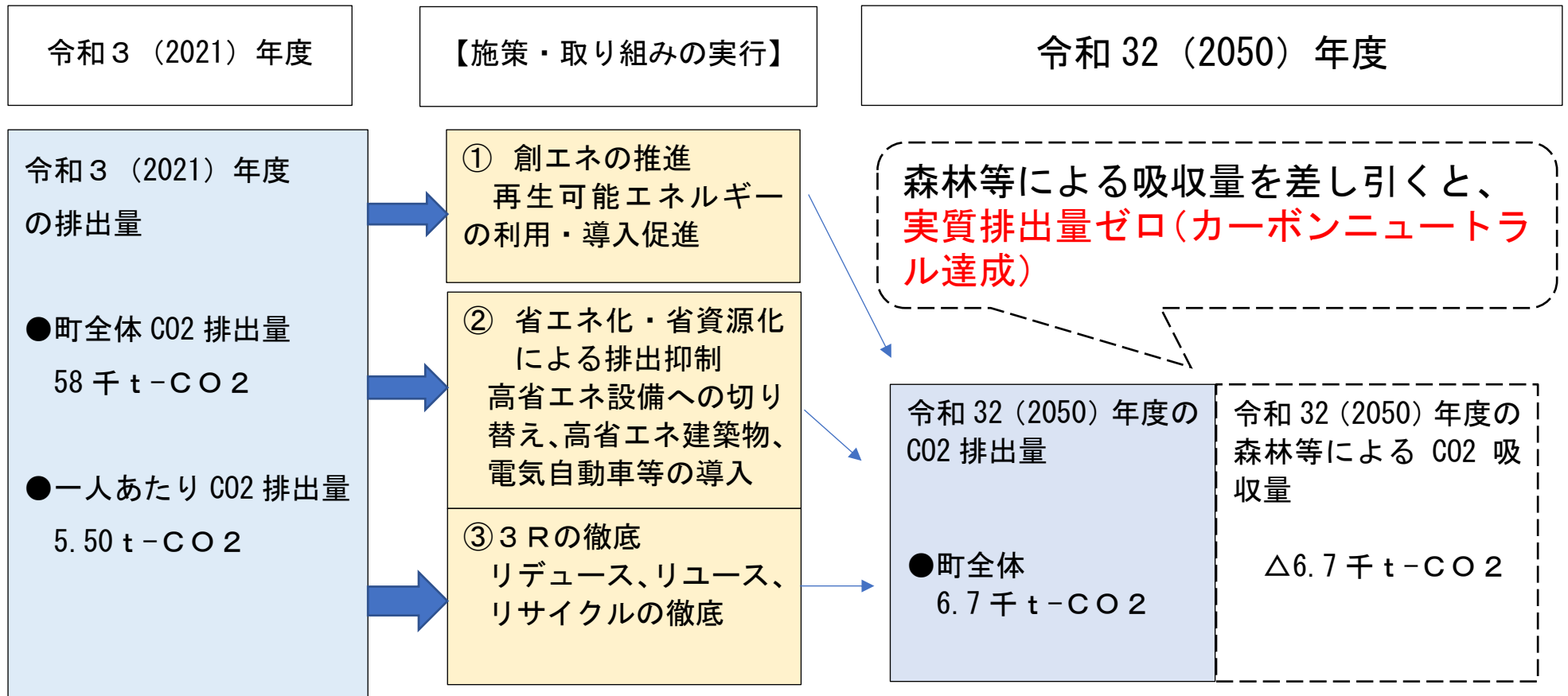
(5) 2050年度カーボンニュートラル達成までの削減量イメージ



※5年ごとに計画の見直しを行い、社会情勢等が変化した場合も適宜見直しを行うことを検討します

	2013	2021	2030	2040	2050
製造業	10.00	15.00	7.00	4.60	1.00
建設業・鉱業	0.70	0.51	0.40	0.30	0.07
農林水産業	1.00	1.00	0.80	0.60	0.14
業務その他部門	22.00	13.00	12.00	9.40	2.20
家庭部門	14.00	11.00	10.00	7.00	1.40
運輸部門（旅客）	11.00	8.00	6.00	4.90	0.80
運輸部門（貨物）	9.00	7.00	5.00	3.90	0.90
運輸部門（鉄道）	0.90	0.64	0.50	0.45	0.09
廃棄物分野	1.00	0.93	0.50	0.40	0.10
部門合計	71.00	58.00	42.20	31.55	6.70
森林吸収量	-	-	-6.70	-6.70	-6.70

1 2. 脱炭素の取り組みの考え方



1 3. 脱炭素の取り組みによって生まれる相乗的な効果

脱炭素に対する対策・施策は、脱炭素化につながるのと同時に、町内課題の解決や経済の好循環を促し、松田町第6次総合計画で目指す将来像を実現するものを選定し、取り組めます。

まちの将来像（松田町第6次総合計画：2023年度～2026年度）

いのち“育み”未来へ“ツナグ”進化“つづける”故郷

—笑顔あふれる幸せのまち 松田—

○再生可能エネルギーや蓄電池の導入による、災害時にも停電に対応する地域づくり

○公共施設の災害時の利便性の向上

○町内の雇用創出と産業の活性化

○再生可能エネルギーの導入と、エネルギーの地産地消による地域経済の好循環

○快適で便利な暮らしの実現による、町民の生活環境の向上と健康増進

1 4. 計画の推進体制

二酸化炭素排出量を着実かつ効果的に削減するためには、町（行政）・町民・事業者の3者それぞれが主体となり、積極的に地球温暖化防止に取り組むことが重要です。このため、各主体の役割を明確化し、相互に連携・協力を行いながら計画を推進します。

（1）町（行政）の役割

- 本計画の推進者として、町の地域資源を最大限に活用しつつ、地域の事業者や金融機関等の関係主体等も積極的に連携し、再生可能エネルギーの導入を促進することにより、エネルギーの地産地消や地域内の経済循環の活性化、災害に強い地域づくりに取り組む。
- 町内の1事業者として、町民及び事業者の模範となるような、地球温暖化防止対策の率先的な実行。
- 町民及び事業者の取り組みを支援・補助する仕組みや制度の構築。
- 国や県の支援・補助制度の情報提供や環境学習の推進。
- 町（行政）、町民、事業者が連携・協力を行い、町全体で円滑に本計画を推進するための調整や環境整備。
- 地球温暖化による健康被害（熱中症等）の回避。

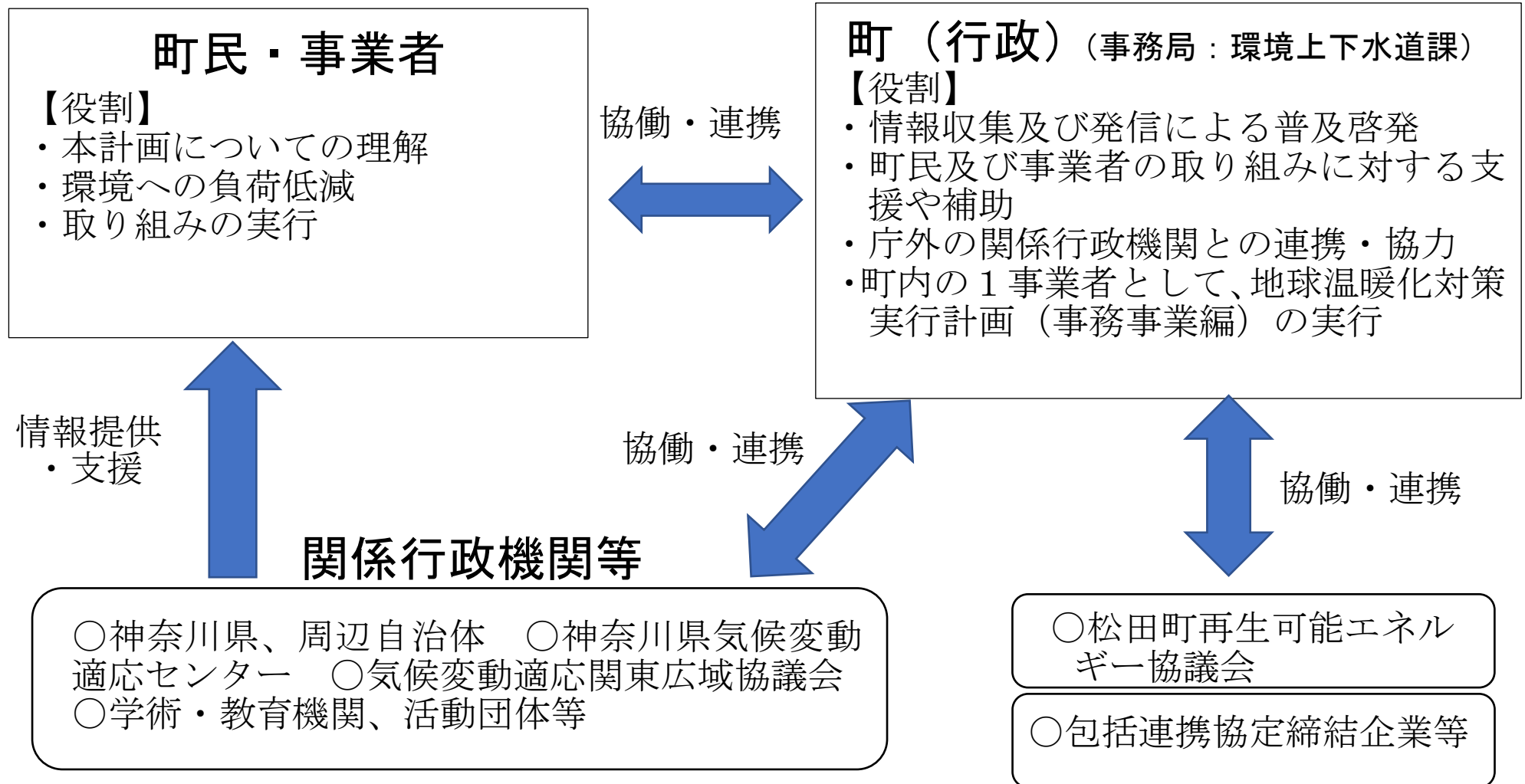
(2) 町民の役割

- 町民一人ひとりが温室効果ガスの排出者であるという認識に立った、地球温暖化防止対策への積極的な参画と取り組みの実行。
- 家庭における省エネルギー活動の実践による、地球温暖化防止に配慮したライフスタイルへの転換。
- ごみの減量化や分別、エコドライブなどの実行。
- 国・県、町などの支援制度の活用による、太陽光発電システムなどの再生可能エネルギー施設や省エネ設備の積極的な導入。

(3) 事業者の役割

- 事業活動で排出される温室効果ガスは、事業者自らが管理のうえ削減に取り組むことが社会的責任として求められるという認識に立った、地球温暖化防止対策への積極的な参加と取り組みの実行。
- 省エネルギー設備への更新やエコカー・再生可能エネルギーの積極的な導入。
- 町民や町への積極的な情報提供。
- 従業員への環境教育や、地球温暖化防止イベント等への積極的な参加。
- 熱中症対策のためのクーリングシェルター開設への協力。

(4) 計画の推進体制



(5) 町（行政）の庁内推進体制

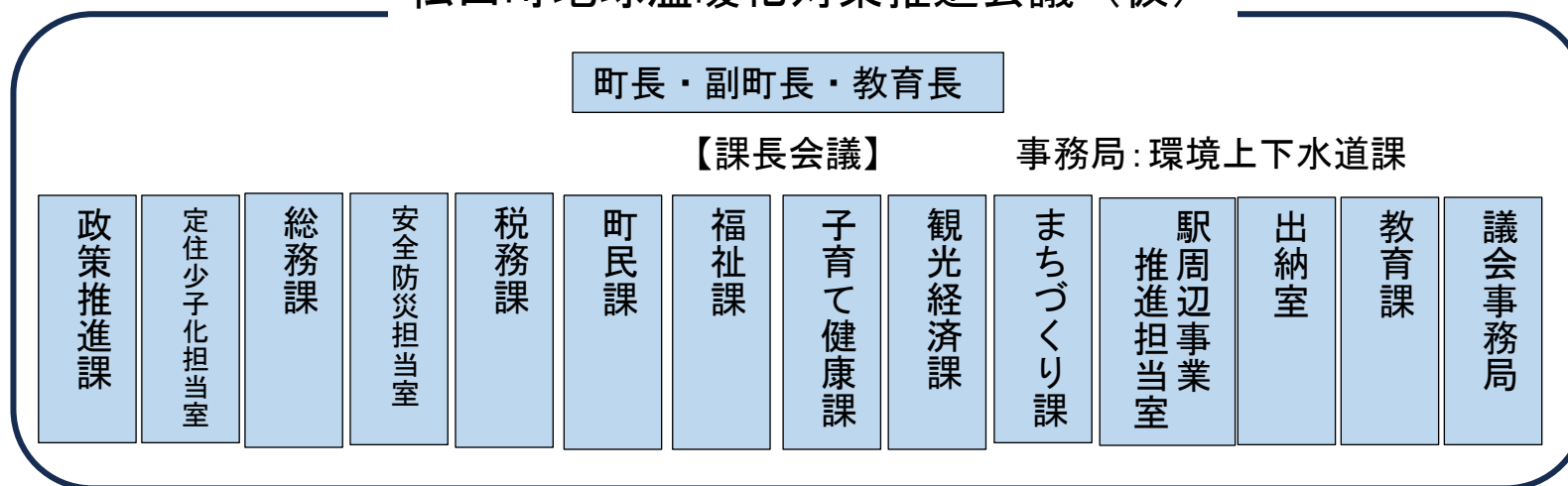
■推進体制：松田町地球温暖化対策推進会議（仮）

町長を中心とした幹部による会議（課長会議）を本部として位置付け、全庁体制で本計画に係る情報を共有し各取り組みの調整を行う。

■構成員：町長、副町長、教育長、各所属長

■事務局：環境上下水道課

松田町地球温暖化対策推進会議（仮）



(6) 庁外との連携・協力体制

①松田町再生可能エネルギー推進協議会

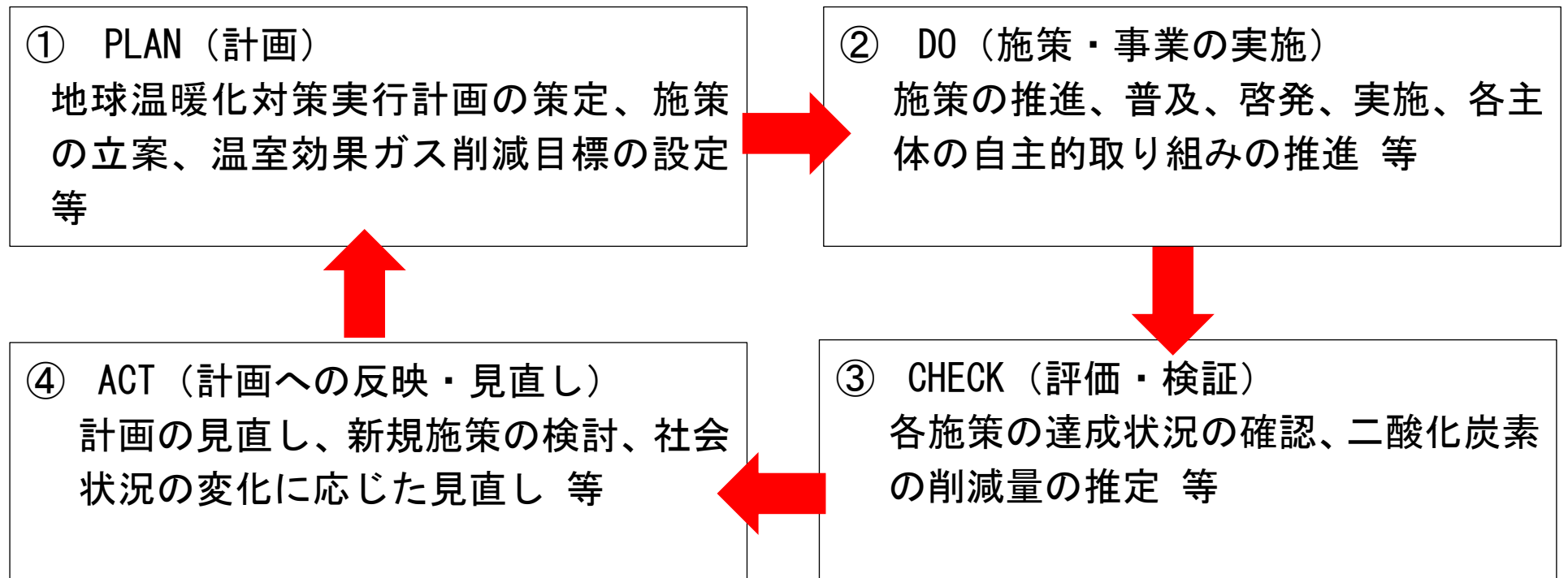
協議会は、松田町再生可能エネルギーの利用等の促進に関する条例施行規則に基づき選出された委員10人以内で構成します。松田町における再生可能エネルギーの利用並びにエネルギーの使用の節約及び効率化にかかる施策について、協議を行います。

②包括連携協定等を締結した企業等との連携

地域課題の解決や活性化等に取り組むために包括連携協定を締結した企業等と、地球温暖化対策についても相互に連携・協力を行い、取り組んでいきます。

(7) 進捗管理の考え方（PDCAサイクル）

本計画の目標を達成するために、二酸化炭素排出削減量について毎年度把握し、その結果に基づいて個々の対策・施策の達成状況や評価、課題把握を実施します。それらの結果を踏まえて、毎年1回、区域施策編に基づく施策の実施状況を公表します。



15. 対策・施策・取り組み

(1) 事業者としての松田町の取り組み

地方公共団体の事務事業に伴う二酸化炭素排出量の削減に係る取り組みは、政府実行計画（政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画）に準じて行うことが求められています。

政府実行計画の概要（令和3〔2021〕年10月閣議決定）	
太陽光発電の設置	太陽光発電が設置可能な保有建築物（敷地含む）の約50%以上に太陽光発電設備を設置することを目指す。
新築建築物のZEB化	今後予定する新築事業については原則 ZEB Oriented 相当以上とし、2030年度までに新築建築物の平均で ZEB Ready 相当となることを目指す。 ※ZEB Oriented：30～40%以上の省エネ等を図った建築物 ※ZEB Ready：50%以上の省エネを図った建築物
公用車の電動化	代替可能な電動車がない場合などを除き、新規導入・更新については令和4（2022）年度以降全て電動車とし、ストック（使用する公用車全体）でも令和12（2030）年度までに全て電動車とする。 ※電動車：電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車
LED照明の導入	既存設備を含めた政府全体のLED照明の導入割合を令和12（2030）年度までに100%とする。
再エネ電力調達	令和12（2030）年までに各府省庁で調達する電力の60%以上を再生可能エネルギー電力とする。
廃棄物の3R+Renewable	プラスチックごみをはじめ、庁舎等から排出される廃棄物の3R+Renewableを徹底し、サーキュラーエコノミーへの移行を総合的に推進する。

- 公共施設においては、再生可能エネルギーの最大限の導入及び活用を図り、エネルギー使用状況の見直しを適宜行いながら、省エネ型の設備機器の更新により排出量削減に取り組めます。
- 事務事業におけるグリーン購入・環境配慮契約を推進するほか、職員の意識向上、行動改革を行うため2050年カーボンニュートラル達成に向けた環境施策の啓発機会を設け、日常業務においても省エネ活動を実践します。

松田町役場の取り組み	【現状】 令和6（2024）年度	【目標】 令和12（2030）年度
太陽光発電及び蓄電池の公共施設（地域集会所、消防団詰所、小中学校、体育館等）への設置	太陽光発電設備設置済：17施設 設置可能性有り施設：29施設	【目標値】 （設置可能施設）50%以上
新築建築物のZEB化	（実績なし）	【目標】 計画開始年度以降の新築事業については原則ZEB Oriented相当以上とし2030年度までに新築建築物の平均でZEB Ready相当を目指す
公共施設の使用電力の、再生可能エネルギーへの切り替え（または、地域電力会社からの購入）	公共施設9か所で県内の再生可能エネルギーが優先的に供給される電気契約を締結	【目標値】 60%以上
公共施設における電力削減の取り組み（施設のエネルギー使用状況の見直し、省エネ設備機器、LED照明への更新）	全照明にLED照明を導入済の施設：6施設 （寄小学校、寄小学校屋内運動場、西平畑公園、子どもの館、自然館、健康福祉センター ※生涯学習センターは大ホールを除き導入済）	【目標値】100%
公用車の電気自動車への切り替え	全公用車40台中、電気自動車は5台	【目標値】 100%（代替可能な電動車がない場合等は除く）

(2) 令和12(2030)に向けた部門別の取り組み

取 り 組 み	町民	事業者	町の取り組み	目標指標	
農産業部門(製造業、建設業及び工業、 農林水産業)	再可能エネルギーの利用・導入促進	-	-	-	◎産業部門向け脱炭素講座の実施 【現状値】0件 【目標値】毎年度1回 ◎町広報等による普及啓発 【現状値】0件 【目標値】毎年度1回
	・再生可能エネルギー電力メニューへの切り替え	-	○	普及啓発	
	・自家消費型太陽光エネルギーの導入	-	○	普及啓発	
	省エネ化・省資源化による排出抑制	-	-	-	
	・高省エネ設備への切り替え	-	○	普及啓発	
	・高省エネ建築物の導入	-	○	普及啓発	
	・エコカーの導入	-	○	普及啓発	
	その他	-	-	-	
業務その他部門	再生可能エネルギーの利用・導入促進	-	-	-	◎業務その他部門向け脱炭素講座の実施 【現状値】0件 【目標値】毎年度1回 ◎町広報等による普及啓発 【現状値】0件 【目標値】毎年度1回
	・再生可能エネルギー電力メニューへの切り替え	-	○	普及啓発	
	・自家消費型太陽光エネルギーの導入	-	○	普及啓発	
	省エネ・省資源による排出抑制	-	-	-	
	・省エネ診断の活用	-	○	普及啓発	
	・高省エネ設備への切り替え	-	○	普及啓発	
	・高省エネ建築物の導入	-	○	普及啓発	
	・環境負荷の少ない資材の利用や自然光導入の促進	-	○	普及啓発	
	・エコカーの導入	-	○	普及啓発	
	・不要な個所の消灯や日常的な節電	-	○	普及啓発	
	・暖房温度の適正管理	-	○	普及啓発	
	その他	-	-	-	
	・3R(リデュース、リユース、リサイクルの徹底)	-	○	普及啓発	
・従業員への環境保全等に対する意識の啓発	-	○	普及啓発		
家庭部門	再生可能エネルギーの利用・導入促進	-	-	-	◎家庭部門向け脱炭素講座等の実施 【現状値】0件 【目標値】毎年度1回 ◎町内住宅への太陽光発電設備の導入 【現状値】(R6年度時点の町補助活用数)10件 【目標値】毎年度15件
	・再生可能エネルギー電力メニューへの切り替え	○	-	普及啓発	
	・自家消費型太陽光エネルギーの導入	○	-	導入補助 普及啓発	
	・太陽熱の導入	○	-	普及啓発	
	省エネ・省資源による排出抑制の取り組み	-	-	-	
	・高省エネ設備への切り替え	○	-	導入補助 普及啓発	
	・既築住宅の断熱改修等のZEH化推進	○	-	普及啓発	
	・家庭用燃料電池の導入	○	-	普及啓発	
	循環社会の形成	-	-	-	
	・3R(リデュース、リユース、リサイクルの徹底)	○	-	導入補助 普及啓発	
運輸部門	省エネ・省資源の取り組み	-	-	-	
	・エコカーへの切り替え	-	○	普及啓発	
	・エコドライブの推進	-	○	普及啓発	

(3) 町が取り組む普及啓発等

普及啓発	内 容
太陽光発電の導入促進	<ul style="list-style-type: none"> ・戸建住宅やカーポート屋根、再生不可能な荒廃農地等への太陽光発電の導入や、ソーラーシェアリングについての情報収集や普及啓発を行い、太陽光発電の導入を促進します。
太陽光以外の再生可能エネルギーの導入促進	<ul style="list-style-type: none"> ・町内の再エネポテンシャルを最大限に活用するため、中小水力（河川）や木質バイオマス等の利活用についての情報収集や普及啓発を行い、町内への導入を促進します。
二酸化炭素排出量削減に資する住宅の工事や購入等に対する補助制度	<ul style="list-style-type: none"> ・国や県補助制度等の周知を行い、町内での活用を促進します。
太陽光発電設備普及のためのスキルアップ支援	<ul style="list-style-type: none"> ・町内の建設事業者や工務店が太陽光発電設備を設置するために必要な技術について、国や県の研修や資格取得についての情報を収集し、スキルアップを支援します。
町民や事業者における、再生可能エネルギー由来の電力への切り替え	<ul style="list-style-type: none"> ・再エネ電力への切替えについて周知啓発を行い、町内への導入を促進します。
太陽光発電パネルの廃棄への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・2030年代後半にピークを迎えることが想定される太陽光パネルの大量廃棄に備えて、国の検討状況も注視しながら、リユースやリサイクルについての情報を収集し、普及啓発等に取り組みます。
環境啓発イベントの実施	<ul style="list-style-type: none"> ・環境（自然環境、地球温暖化対策、資源・ごみ対策など）についての理解や関心を深め、より良い環境づくりに向けて具体的な行動を実践する「きっかけづくり」の場としてのイベントを行います。

(4) 職場や家庭で個人ができる省エネルギー行動

1. 省エネに関する取り組み

- 明るさ（照度）を適正に、間引き点灯をする。
- 昼食時は消灯する。
- 定時退庁を心掛ける。
- OA 機器は省エネモードで使用する。
- エレベータの使用を控える。
- ナチュラル・ビズ・スタイル（年間を通じて働きやすい服装）を心掛ける。
- エコドライブを実施する。
- 近距離移動時の徒歩又は自転車使用を推奨する。

環境に配慮したライフスタイルで、
「ゼロカーボンシティ松田」を実現しましょう！



2. 省資源に関する取り組み

- キッチンや洗面所、トイレや浴室での節水を心掛ける。

3. 廃棄物削減に関する取り組み

- 両面コピーを活用する。
- プリントアウトのミスをしないように注意する。
- コピー用紙の裏面利用を推奨する。
- 文書の電子化を進める。
- 使用済み封筒やファイルの再利用に努める。
- マイボトルを利用する。
- エコバッグを常備する。
- ゴミの減量化に努める

松田町役場環境上下水道課